

令和3年第1回長与町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和3年3月2日

本日の会議 令和3年3月4日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 山口憲一郎議員

欠席議員

13番 吉岡清彦議員

職務のため出席した者

議会事務局 長 富永正彦君	議事課 長 青田浩二君
参事 森本陽子君	主査 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副町長 鈴木典秀君
教 育 長 勝本真二君	総務部長 中嶋敏純君
企画財政部長 森川寛子君	建設産業部長 日名子達也君
住民福祉部長 栗山浩二君	健康保険部長 志田純子君
水道局長 辻田正行君	教育次長 山本昭彦君
教育委員会理事 金崎良一君	総務課長 荒木秀一君
秘書広報課長 中村元則君	契約管財課長 和田弘君
地域安全課長 宮崎伸之君	政策企画課長 荒木隆君
税務課長 村田佳美君	土木管理課長 山崎昇君
産業振興課長 川内佳代子君	住民環境課長 中尾盛雄君
福祉課長 山口聡一朗君	こども政策課長 村田ゆかり君
健康保険課長 小川貴弘君	介護保険課長 細田愛二君
水道課長 渡部守史君	下水道課長 山口新吾君
教育総務課長 宮司裕子君	生涯学習課長 北野靖之君

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 15時36分

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に続き一般質問を行います。通告順に発言を許します。質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し、簡明をお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順6、西田健議員の①コロナ禍での町の取組についての質問を許します。

3番、西田健議員。

○3番（西田健議員）

おはようございます。早速、質問に入らせていただきます。コロナ禍での町の取組について質問をさせていただきます。昨年から続く新型コロナウイルス感染症は、今年に入っても私たちの生活に大きな影響を及ぼしております。想定を超えた感染者数から最近では減少傾向に転じてきたものの、今度は変異型ウイルスが発生するなど未だに収束が見えない状況にあります。今後私たちは、国が推奨する新型コロナウイルス感染リスクを想定した「新しい生活様式」を日常生活に取り入れていかねばなりません。そこで、この「新しい生活様式」を実践するための町の対応について考えを伺います。（1）新型コロナウイルス感染症、事業継続計画（BCP）策定について。庁舎内においてクラスターが発生したとしても、行政サービスが滞ることは絶対にあってはならないと思いますので、町の考えをお伺いいたします。（2）町の感染対策について、（イ）ワクチン接種に向けての検討状況をお伺いいたします。（ロ）新型コロナウイルス感染症接触アプリ（COCOA）の現状についてお伺いいたします。（ハ）町内の各種公共施設の感染対策の状況についてお伺いをいたします。（ニ）オンライン化の促進について、行動の制限や人と人との接触を回避するという点で、オンラインサービスの促進が必要であると思っておりますが、町の考えをお伺いします。よろしくお伺いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

改めまして皆さんおはようございます。今日最初の質問者であります西田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。コロナ禍での町の取組という大きな括りで御質問をいただいております。まず1点目の新型コロナウイルス感染症、事業継続計画（BCP）の策定についてのお尋ねでございます。職員の感染者が発生した場合には、感染の拡大防止を第一義としつつも、行政サービスを維持していくということが最も肝要ではないかと考えております。事業継続計画につきましては、現在、既存の個別計画やマニュアルなどの作成が終了しております。「感染者等の発生に伴う業務継続対策」といたしまして、取りまとめたところでございます。その後、これまでの実績や今後の発生状況を踏まえつつ、職員の在宅勤務制度の整備などを追加をいたしまして、計画として定めることにしておるわけでございます。庁舎内でクラスターが発生した場

合には、接触者に該当する多くの職員を帰宅させる必要から人員不足に陥ることが想定されるわけでございます。その際、町民への感染リスクを低減させる観点から、町民生活に直結しない業務を縮小し、その余剰になった職員、あるいは経験者を弾力的に活用することで、町民生活に不可欠な業務を継続することにしておるところでございます。

続きまして2点目（イ）のワクチン接種に向けての検討状況についてでございます。新型コロナワクチン接種の状況でございますが、接種形態といたしまして、集団接種を柱に、町民の多様なニーズに応えるため町内医療機関による個別接種を並行して進めていくようにしております。集団接種につきましては、多くの町内医師、あるいは勤務医、町内医療機関勤務の看護師の皆様方の御協力をいただきながら、健康センターと町民体育館の2会場を予定。また、医療機関における個別接種につきましては、町内22医療機関が参加を表明しております。この体制によりまして、優先接種者となる65歳以上の高齢者1万2,000人を対象に、想定接種率を70%として対象者の2回接種を6月末までに終える計画としております。そのあとは順次、基礎疾患を有する方と高齢者施設等で働いておられる方、それ以外の方と続き、概ね9月末までを目途に終了させる計画としております。実際に接種が始まりますと想定外の事態や課題が発生することもあるかと思っております。運営方法を常に研究し、ブラッシュアップさせながら、円滑な接種業務に努めてまいりたいと考えております。

続きまして2点目（ロ）の新型コロナウイルス感染症接触確認アプリ（COCOA）の現状についてでございます。これは2月16日現在、全国で2,500万ダウンロードを超え、順調に利用者が増加をしております。しかしながら、当該アプリケーションにおいて、陽性者との接触通知が届かないなどの重大な不具合等が発生をしております。大変残念に感じておるところでございます。ただ、COCOAの有効性というのは、市中感染が疑われる慢性期において特に効力が発揮されるものと考えておりますので、町民の皆様には積極的にダウンロードをお願いしたいと考えております。

続きまして2点目（ハ）の町内の各種公共施設の感染対策状況についてでございます。町内の各種公共施設の感染対策状況につきましては、国及び県から発出されます感染症対策の基本方針、並びに感染拡大予防の各ガイドラインに基づき、町独自で作成をしております「長与町公共施設における対策マニュアル」に従い、感染防止に努めているところでございます。基本的な感染防止策のほか、特に多くの方が利用される町民体育館や町民文化ホールには発熱測定のためのサーモグラフィーカメラを設置し、町立図書館には図書除菌機を設置するなど、町独自での対応も追加をしております。予防策としておるところでございます。今後も引き続き、感染防止対策を講じるとともに、利用者皆様の御理解と御協力もいただきながら、感染予防に努めてまいりたいと考えております。

続きましてオンライン化の促進ということでお尋ねでございます。行政手続きのオンライン化は、直接窓口での手続きが不要となることから、人と人との接触を回避するという点におきまして非常に有効なものであると捉えており、手続きの簡素化という観

点からも推進していく必要があると考えております。現在の取組といたしましては、各種証明書のコンビニ交付事業、税分野では e-TAX、eLTAX などの税務申告を行っており、今後もスポーツ施設の予約管理、あるいは国のプラットフォームとなる「マイナポータル」を活用した一部の業務に取り組んでいく予定としております。行政手続きのオンライン化を進めていく上では、手続きの内容によりましては、個人認証をいかに行うかという課題があげられており、そのためのツールとしてマイナンバーカードの活用が前提となっておるわけでございます。このため、行政手続きのオンライン化の進展に合わせてマイナンバーカードの普及率の向上を図っていく必要があり、そういった意味で普及への取組を進めてまいりたいと考えております。なお、マイナポータルは、今後メニューの拡充が予定されており、利用の可能性が広がることとなります。併せて、自治体システムの標準化も今後予定されており、行政事務の効率化に繋がることから、ますますオンライン化は加速していくものと思っております。今後、国が進める自治体のデジタル化の動向も踏まえ、活用できる財源等の研究を行い、オンライン化を進めていくよう、今後とも検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

それでは再質問をさせていただきます。今の町長の答弁であまり質問することがなくなった状況なんですけども、確認だけさせていただきます。まず、（1）事業計画継続、BCPですね。Business、Continuity、Planning についてなんですけども、今の答弁で個別にマニュアルを作成しておるということでした。私がなぜこれを言ったかということ、昨年の6月議会でも同僚議員から質問されているかと思うんですけども、そのとき私が聞いた限りでは、策定をするというふうなことを言っておられました、これが絶対必要だということで。ホームページにある長与町業務継続計画、これは自然災害に特化したやつなんですけども、それと長与町新型インフルエンザ等対策行動計画というのがあります。多分マニュアルというのは、この新型インフルエンザ等対策行動計画を基に策定されてるかと推測するんですけども、そうなんですか。まず、それを確認します。

○議長（山口憲一郎議員）

小川健康保険課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

行動計画につきましては内容といたしまして、感染症に対し本町がどのように当たるべきか、あるいは町民にどのような行動を取っていただくべきか、そういったところを包括的に定めた計画であると考えております。一方、業務継続計画につきましては、町民生活に影響を及ぼさないように役場内の緊急的な取組、あるいは非常時の行動を定めて行政運営を継続する視点から策定する計画と考えておりますので、業務継続計画は行動計画の一部であり、内部組織に向けた計画というふうに捉えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

私も同感でございます。確かに、この行動計画というのは考え方だけで、具体的な取組は事業継続計画に網羅される。その辺で確認なんですけども、マニュアルの内容、私の手元に無いんで分からないんですけども、各自治体の事業継続計画を見たところ、それぞれ業務区分の優先順位を付けて、まず、絶対必要と優先業務っていうのを付けて、継続業務、縮小していい業務、休止をしてもいいという業務を、それぞれの課が全部リスト化してるということなんですけども、それはできてるんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

小川健康保険課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

昨年4月下旬頃に同様の趣旨の調査を、全課で掛けております。その内容について今、感染状況が先が見えないというところで、中身を申し上げるのが難しい状況ですが、内部の中で優先順位を付けたリストはございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

コロナ対策については、もう待たなしの状況に来てるんですけども、私が心配してるのは、それが共有されてるのかということが懸念される所でございます。今回、残念ながら1名の職員が感染をされました。これもマニュアルに沿ってやられたんだろうと思いますけども、その状況をお伺いしたいんですけども。

○議長（山口憲一郎議員）

小川健康保険課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

マニュアルですが、列挙いたしますと職員が体調不良になった際、接触者を特定することが非常に重要ですので、事前にどういったヒアリングが必要かというマニュアルを作っております。あと、迅速な消毒作業というのも行政運営を遂行する上で必要ですので、作業手順書。あるいは先程から申し上げております業務の優先度の調査と町民生活を維持するために必要な人員の試算表。職員が陽性になった場合の時系列の対応フローチャート。あとは防災無線における迅速な放送を流すための放送原稿やホームページでのお知らせ原稿、こういったところを準備しております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

分かりました。何回も言うんですが、それが共有化されてるのかっていうのが心配し

てるところなんですけども、例えば健康保険課でクラスターが発生したとします。そして、どこがどういうふうに対応するのかっていうのを伺いたいたいんですが。

○議長（山口憲一郎議員）

小川健康保険課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

消毒作業の手順書等々は、職員全員ポータルサイトで消毒班も含め掲載をしているところでございますが、あと細かい内容につきましては、部長会で報告をしているということでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

健康保険課がリスト関係も全部統括されて管理をされてるかと思うんですけども、その情報は各部課まで、末端まで、全部それが同じように共有されてるっていうことよろしいんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

小川健康保険課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

細かい内容まで職員が一覧として見れるという状況ではございませんで、今から、そういったところをきちっと整備してまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

分かりました。これも策定をしていただけるということで、よろしいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

小川健康保険課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

こういった個別マニュアルを包括的にまとめた最終的な業務継続計画を策定することになるんですが、今はまだ過渡期でございまして、詳細につきましては波の状況がどんどんと大きくなっていますので、内部計画として今回の一連の新型コロナウイルス感染症対策は留めさせていただき、収束をした暁には全体的な評価をしながら計画として定めていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

実際に結構多くの自治体がホームページ等に載ってるんですね。もちろん守秘義務みたいなやつもあるかもしれない、載せられないかもしれないんですが、それは割愛し

て、各課の課優先業務とか、そこら辺はリスト化できるかと思うんで、改定等は随時できるかと思えますんで、できれば策定したやつを、町民も、私も見たいんですけども、ホームページ等に載せていただくということで、お願いできませんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

小川健康保険課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

公表につきましては、検討をしてみたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

よろしく願いいたします。次の質問に移ります。町の感染対策ということで、ワクチン接種については昨日も同僚議員から質問はあったんですけども、私が聞いたかったのは会場等々だったんですけども、町民体育館、健康センターの2か所と医療機関22か所で、想定する1万2,000人で70%ということで回答をされてるんですけども、ワクチン関係が今のところ発注が定かでないという状況下にあるんですけども、心配してるのが、そういう会場等々で「密」にならないか。それから医師とか、看護師スタッフ等々は十分に確保できてるのかお聞きしたいんですけども、その辺をお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

小川健康保険課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

会場で「密」にならない対策としまして、健康センター及び町民体育館で1日に8時間行うように考えてるんですが、そこを本町で割り振らせていただき、1時間につき健康センターにおいては60人程度、町民体育館においては120人程度というところを考えると「密」にならない対応をしたいと考えております。また、御心配の医師と看護師の人数につきましては、医師が、町内開業医及び勤務医を合わせて50名の参加が予定されております。看護師につきましては、町内医療機関勤務の看護師58名が参加を希望しているということで、人員につきましては解消をされているものと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

分かりました。ちなみに時津町が結構早い段階で2月23日付の新聞の中に、集団接種の希望調査をやられておるんですけども、それによって町民の希望等を聞いて、振り分けるという内容らしいんですけども、本町では、その辺の考えはないんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

小川健康保険課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

高齢者に対する意向調査につきましては、本町も計画をしております。当初、発送は2月中旬を目指しておりましたが、ワクチンの提供スケジュールが国から示されなかったため発送を見送っておりました。先頃スケジュールが国から示されましたので、3月中旬頃発送を予定しております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

3月中旬に希望調査を配布するということですね。分かりました。この件については万全の体制で臨んでいただきたいということで、よろしく願いをいたします。続いて、アプリのCOCOAの関係なんですけども、これは一部不具合もあって、この辺を考えるとときには結構話題に上ってたんですけども、今はあまり話題にも上らない状況にあるんですけども、長与町内の方がダウンロードしたっていうのは何か分かるのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

小川健康保険課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

県にも問い合わせ等をしたこともあるんですが、県内の数及び自治体ごとの数っていうのは、把握できないということで回答いただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

私もダウンロードしてるんですけども、1回も鳴ったことも何もないんですけども、これは国が有効な手段として取り組んでるので、町長からもあったんですけども、もっと徹底した周知をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。次に移ります。（ハ）の町内の各種公共施設の感染対策ということで、実は私、2月上旬頃、各公民館等々を了解を得て回らせてもらいました。その中で、公民館とか、働く婦人の家、町民体育館等々だったんですけども、それぞれしっかりやられて、対策は施設によって異なってるんですけども、それぞれがまじめに確かにやっておられました。消毒関係とか3密、換気の関係なんですけども、先程もちょっと出たガイドラインなんですけども、町の、各館に対してのガイドラインというのは、何らか私たちが見る手立てはあるんですか。それと、どういう形で各館に連絡をしてるのかというのをお聞きします。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

ガイドラインの対策マニュアルですけれども、個別に見ることは要望があればいつでもできます。一般に公開しているわけではありません。それから、こういった国からのガイドライン、県からのガイドラインが改定されるたびに、こちらの方のマニュアルも

改定して、その都度、各施設にお配りをしているという状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

私が回って感じたことは、公益社団法人全国公民館連合会の感染予防ガイドラインを見たんですけども、結構膨大な量で、これを各館の方たちが見て、それぞれが独自に自分たちで考えて、いろいろやってみたいなんですよ。そういう意味では、ちゃんと統一して対策ができる町独自のガイドラインの作成等はできないものか、お伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

各施設によっていろいろな用途、使われ方が違いますので、文化施設であったり、社会教育施設であったり、スポーツ施設であったり。生涯学習課では国、県から発出されておりますガイドラインを基に、施設の用途に応じたマニュアルを作成しております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

分かりました。私が回ったのは2月の初め頃だったんです。そのときは各館ビニールシートをそれぞれが貼って、見た目も良い、悪いは別にして、各館の方が考えて、感染を防ぐ意味でやられてるというのは確認しました。その後、「うわあ、このビニールシートはちょっと」と思っておったところ、あとで確認したら、アクリル板が現在は設置されているということで、それも確認できたんです。こういう公共施設、町民の方が利用しますので、くれぐれも感染が出ないように館の方たちと協力し合って、町としても万全の体制で取り組んでいただきたいということで、この質問を終わります。

最後に、オンライン化の促進ということで、町長答弁の中では進めるという答弁があっているんですけども、これはコストが掛かる面、先程テレワーク等々の答弁もあったんですけども、こういうコロナ等が発生したら、民間企業では一人一人社員に1台モバイルパソコンをして、それぞれテレワークができるという状況にあるんですけども、自治体としては、なかなか費用が掛かるんで無理かと思うんですけども、しかしながら、今後こういう状況が発生したら業務に支障がでないようにテレワーク等々もいろいろ考えながらやっていくという面では、これは将来の話なんですけども、是非、そこら辺も考えながらやっていただきたいと思いますけれども、その辺の回答をお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

テレワーク関連の事業費につきましては、先の定例会で予算をお願いして議決をいた

だいているところでございます。機器等の購入であるとか、必要なシステムの整備、導入が伴ってまいります。制度の導入自体は本年4月を目指しております。システムの更新等々が行われたのちに、本格的なICTを活用したテレワークに移行するというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

分かりました。通告書でも述べていますけども、全国的にコロナウイルス感染者は減少傾向にありますけども、最近では変異型ウイルスの感染が発生するなど、まだまだ気を緩めることはできません。万全な対応をしていく必要があると思っております。また、これからの時期は、年度末での転入、転出、会食等もあるし、大型連休等の人の移動など拡大する時期を迎え、第4波が起きないとも限りませんので、くれぐれも深刻な状況とならないよう、町民の安全、安心な生活を守るために万全の体制で対応することをお願い申し上げて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山口憲一郎議員）

これで西田健議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時20分まで休憩します。

（休憩 10時06分～10時20分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順7、内村博法議員の①感染症対策等について、②学校教育の課題についての質問を同時に許します。

7番、内村博法議員。

○7番（内村博法議員）

皆さんこんにちは。まず質問に入る前に、4月にはワクチン接種が始まります。それから5月にはオリンピックの聖火リレーが長与でも始まります。ということで役場職員の皆様は忙しい時期で大変だと思いますけども、是非、円滑な業務遂行を期待しております。それから訂正箇所が1か所ありまして、読み上げる途中に訂正を申し上げます。まず、①感染症対策等について。国会では新型コロナウイルス対策の実効性を高めるため、改正特別措置法と改正感染症法が2月に成立し、時短営業に応じない事業者や入院拒否をする感染者などに、行政罰である過料を科すことを可能とする規定が盛り込まれました。また、全国の感染状況は年末から今年初めにかけて、新たなコロナ感染者が急増しました。本町でもこれまで64名、ここの括弧の（2月12日現在）を、3月4日に修正していただきたいと思っております。（3月4日現在）の感染者が発生しております。そこで、本町独自の感染予防対策、経済支援対策、生活支援対策について次のとおり質問いたします。（1）感染予防対策について、（イ）これまで災害時の避難所における感染

症予防対策として保健師の増員やクイックパーテーションの導入実施、また防災無線による町民への注意喚起を実施されてきたが、今後どのような感染予防対策を展開していくのか。（ロ）現在、国主導で新型コロナウイルスのワクチン接種が進められていますが、ワクチン接種実施に関する本町の運営体制はどのようになっているのか。また、集団接種会場における感染予防対策や医療従事者の確保は万全か。（ハ）今年初めに役場職員1名の新型コロナウイルス感染が確認されたが、このような場合、本町の業務継続の体制はどのようになっているか。また、感染防止のための職員の行動規範はどのような内容で実施しているのか。（ニ）本町の公衆衛生については、どのような方針に基づき取り組んでいるのか。（ホ）本町の新型インフルエンザ等対策行動計画（平成27年に策定）については昨年6月議会で指摘したが、見直しはしないのか。（2）経済支援対策について。（イ）これまで町独自の対策として、町内の飲食店事業者等への事業継続支援、プレミアム付商品券の発行、キャッシュレスポイント還元事業を実施しているが、各々の実績と評価はどのようになっているのか。（ロ）今後の経済支援対策はどのように考えているか。（3）生活支援対策について。これまで乳児のための特別定額給付金を実施しているが、今後の生活支援対策はどのように考えているか。

それから次の②学校教育の課題について、（1）少人数学級の導入について、政府は公立小学校の1学級当たりの上限人数を35人とすることを閣議決定しました。現行は小1のみ35人で、小2から小6は40人であるが、来年度に小2を35人とし、その後、学年ごとに順次引き下げ、2025年度に全学年を35人とすることにしています。これにより文部科学省は、今年度中に児童一人一台のデジタル端末配備が完了する見通しのため、少人数学級と情報通信技術（ICT）の活用によって一人一人のニーズに応じたきめ細かな指導や学びが可能になるとしてます。そこで次のとおり質問いたします。

（イ）少人数学級については、既に一部導入してる自治体もあるが、本町の小中学校は現在どのように運営しているか。（ロ）今回の政府方針では、来年度から段階的に導入することになるが、本町の具体的なスケジュールはどうなっているか。（ハ）導入に際しての意義や課題はどのように考えているか。（ニ）児童一人一台のデジタル端末配備により、文部科学省は少人数学級と情報通信技術（ICT）の活用によって、きめ細かな指導や学びが可能になるとしているが、この辺についてはどのように考えているか。また、デジタル端末やデジタル教科書の配備状況はどうなっているか。（2）教科担任制の導入について。今年、中央教育審議会は文部科学省に対し、クラス担任が1人で教える学級担任制を基本としてきた小学校の高学年で、教科ごとに専門的に教える教科担任制について再来年度を目途に全国で本格導入するよう答申いたしました。答申によりますと、小学5、6年で専門の教員が教える対象教科に理科と算数、英語を例示しています。既に本町では一部、教科担任制を導入していると聞いてますが、改めて次のとおり質問いたします。（イ）本町の小学校の教科担任制は現在どのように運営しているか。（ロ）今回の中央教育審議会の答申では、再来年度を目途に本格導入することになるが、

本町の今後の具体的な取り組み方針はどうなっているか。(ハ)本格導入に際しての意義や課題はどのように考えているか。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(山口憲一郎議員)

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

それでは、内村議員の御質問にお答えさせていただきます。なお、2番目の御質問につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方からは、そのほかの質問につきましてお答えいたします。まず1番目1点目(イ)今後の感染症予防対策の展開ということでございます。「マスクの使用」、「指手の消毒」、「3密の回避」、こういったものが、基本的に感染症対策としては最も効果的ではないかなと考えております。これらの取り組みを継続してお願いをさせていただくとともに、感染症対策に関する「正確な情報提供」及び「県民に対する要請への周知とお願い」などを防災無線や広報誌、SNSを通じて、今までと同様に町民の皆さんには周知を徹底してまいりたいと考えております。また、今後は感染症物資に関する業者との協定を締結して、長期的な観点からも感染症に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えております。次に(ロ)ワクチン接種の運営体制と係る感染症対策という御質問でございます。新型コロナウイルス感染症の収束の一助となり得るワクチン接種業務につきましては、最優先で取り組むべき事業と考えておまして、現在のところ所属課3名の職員に併任職員3名を追加し、委託業者5名を含めて、合計11名体制で予防接種班を編成し、万全の体制を作っていきたいと考えております。また、集団接種につきましては、健康センターと町民体育館の2つの会場におきまして、2月24日現在、医師で50名の方々、そして医療関係勤務の看護師が58名の御協力をいただいております。また、町内医療機関における個別接種につきましては、町内22の医療機関の先生方が参加を表明されているということでございます。集団接種における感染症対策といたしましては、15分から30分刻みでの予約とすることで、収容人数を調整するとともに、町民の方にはマスクの着用、入口での検温、消毒への御協力をいただくなど、密にならない環境の中で感染症対策を講じた上で臨んでいきたいと考えております。続きまして(ハ)の職員が感染した際の業務継続体制と職員の行動規範についてのお尋ねでございます。本町職員が感染したことを想定し、昨年4月の対策本部において対応を決定しております。具体的な内容といたしましては、職員から体調不良の申し出があり検査を受ける申し出があった際には、事前に接触者等を把握することで陽性が判明した際の初動に生かすこととしております。当該職員が陽性となった場合には、接触者等を迅速に自宅に帰宅させるとともに、町民に感染させないよう迅速な消毒作業を優先してやります。消毒作業は、全職員総出により全庁舎を消毒し、並行して、新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、翌日からの開庁の可否を判断いたします。翌日の開庁が難しい場合には、水道局3階会議室、長与南交流センターのいずれかを臨時窓口とし

て開くことにしております。職員の行動規範でございますけれども、長崎県知事の要請内容や感染状況に合わせて、新型コロナウイルス感染症対策本部の中で適宜決定をしております。具体的に申し上げますと、1月7日からの長崎県全域に対する特別警戒警報の発令に際しましては、県外や長崎市への不要不急の外出を控えるとともに、会食の機会を避けるよう、職員に対して要請をいたしました。要請内容につきましては、全職員へ迅速に伝わりますよう庁舎内のポータルサイトを介して、周知をしているというところでございます。次に（二）本町の公衆衛生の指針というお尋ねでございます。公衆衛生につきましては、町民の生命を守り、健康増進を促し、生活を維持するために不可欠な、極めて重要な行政基盤であると考えております。本町の業務におきましても、健康づくりからインフラ部門に至るまで多岐にわたっておるところでございます。健康づくりにつきましては、健康寿命の延伸を目的とした各種事業、そして医療や疫学の観点から人命を守る事業に大別されるんじゃないかと思っております。健康寿命の延伸を目的とした取り組みといたしましては、健康に不安を抱えている方に限らず、健康ポイント事業などの町民全体を対象とする事業を加えることで、健康増進計画に沿った町民全体の健康維持に繋がるよう、今後とも積極的に取り組んでいきたいと考えております。また、医療提供に関しては、かかりつけ医としての1次医療から救急医療としての2次医療、高度医療としての3次医療までを安定的に提供できるように長崎医療圏におきまして体制確保に努めているところでございます。また、生活に欠かせない水道水の製造につきましては、安全な水をよどみなく供給するため、頻繁な水質検査や施設の整備などを徹底しながら、生活の基盤たる役割を全うしているところでございます。また、下水道につきましては、都市の健全な発達を促し、もって町民の健全な生活環境の確保に寄与することを目的として、浄化センターによる汚水処理を適切に行っておるところでございます。また、廃棄物処理につきましては、生活環境の保全及び公衆衛生を保持する上で役割は大変大きく、中断することができないサービスの一つであることを踏まえており、安定的、継続的な業務を行えるよう努めておるところでございます。次に、新型インフルエンザ等対策行動計画の見直しについてはどうなのか、という御質問でございます。新型インフルエンザ対策等行動計画につきましては、感染症対策が国家一丸となった取り組みの中で進められることから、国の計画を基盤として、県の計画を受け、本町の計画を定める段取りになっております。また現在の計画につきましては、概ね現状に合った計画に読み替えることもでき、各種マニュアル等が整備されていることから、そのままの計画であっても感染症対策に支障は生じていないと考えております。新型コロナウイルス感染症が収束していない中、国や県の計画も改訂されていない現状でございます。そのため具体的な変更につきましては、上位の計画となる国、県の計画を参考にしながら今後検討をしていく形で考えております。

続きまして、経済支援でございます。（イ）これまでの町独自対策の実績と評価、そして（ロ）今後の経済支援対策は関連がございますので、一括してお答えさせていただきます。

きます。今年度、第1弾の支援といたしまして、町内で飲食店等を営む事業者向けの支援を150件、第2弾は前年同月比との売上げの減少率が20%以上、50%未満の町内事業者への支援を88件行っており、支援金額は一律20万円、合計で4,760万円の支援を行ったところでございます。また、町内における経済の回復を目的とした「長与町プレミアム付き商品券発行事業」につきましては、追加販売も行わせていただき、1冊1万円の冊子を合計で5万984冊御購入いただいております。令和3年1月5日から実施しておりました「キャッシュレスポイント還元事業」につきましては、2月23日までのポイント還元額がおおよそ1億3,000万円。多くの方に長与町内の事業所を応援していただいております。「プレミアム付き商品券発行事業」と「キャッシュレスポイント還元事業」を利用し、町内で消費されました総計が、9億7,000万円という数字が上がっております。これまで取り組んでまいりましたそれぞれの事業につきましては、町内事業所の皆様が今後も事業を続けていただくための後押しになったものと考えており、一定の評価をいただけるのではないかと判断をしております。これも西そのぎ商工会をはじめ、町内事業者の御協力があるからこそであり、心から感謝を申し上げる次第でございます。現在、1月6日に県より発令されました特別警戒警報により、1月20日から2月7日までの間、営業時間短縮要請に御協力いただきました事業所へ、一律76万円の協力金を支給しており、本議会におきまして、特別警戒警報により影響を受けた事業所等への支援につきましても所要の予算を上程いたしております。

続きまして、生活支援対策でございます。生活支援対策につきましては、これまで国や町の様々な支援策が実施されてきたところでございます。本町におきましては、これらの国や町の制度を活用することにより、相談があったケースにおきましては、必要な支援を実施することができているものと考えております。しかしながら、制度を知らずに支援に繋がっていない方が一定数いるのではないかと懸念もしておるところでございます。今後につきましては、制度のさらなる周知を行うとともに、必要な方が支援を受けられるよう取り組みを強化してまいりたいと考えております。

私の方からは、以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

内村議員の御質問にお答えいたします。2番目、学校教育の課題についての1点目の少人数学級の導入についての（イ）少人数学級の本町の現在の運営についての御質問でございますが、小学校におきましては、1学級の上限人数が1年生は30人、2年生、6年生は35人、その他は40人の編成となっております。中学校におきましては、1学級の上限人数が1年生は35人、2年、3年生が40人の編成となっております。次に（ロ）の段階的導入の具体的なスケジュールについての御質問でございますが、議員御指摘のとおり、閣議決定はされておりますが、まだ、法案が可決、成立しておりませ

んし、国や県から具体的なスケジュールの提示もされてない関係上、町におきましても未定でございます。次に（ハ）の導入に際しての意義や課題についての御質問でございますが、少人数学級に関する法案の可決がなされていない状況でございます。この法案が可決、成立されたと仮定して答弁することは控えさせていただきたいと思っております。文部科学省が発表した法案の概要から、その意義についてのみお答えさせていただきます。意義は「Society 5.0時代の到来や子どもたちの多様化の一層の進展などの状況を踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現する」ことであると捉えております。次に（ニ）の少人数学級とICTの活用による指導や学び及びデジタル端末やデジタル教科書の配備状況についての御質問でございますが、議員御指摘のとおり、少人数学級とICTの活用によって、きめ細かな指導や学びが可能となる可能性を含んでいると考えます。ただし、そのためには、教職員対象の研修により指導力を向上させることが基盤になると考えております。デジタル端末は、次年度の初めには一人一台が配備できるよう、校内ネットワークの環境も含め整備を進めております。デジタル教科書は小中学校においてほとんどの教科で導入し、授業で活用しております。

続きまして、2点目の教科担任制の導入について（イ）の本町の小学校の教科担任制についての御質問でございますが、本町の小学校では教科担任制は実施しておりませんが、専科教員の配置により、一部学年での理科、外国語及び外国語活動で担任以外が授業を担当しております。次に（ロ）の再来年度からの本町の具体的な取り組みについての御質問ですが、議員御指摘のとおり、現在、答申が中央教育審議会から出された状況であり、具体的な内容やスケジュールにつきましては、文部科学省や長崎県から発出されておられません。これから発出される関連通知や情報を注視し、対応してまいりたいと考えております。次に（ハ）の導入に際しての意義や課題についての御質問でございますが、先程も答弁いたしましたとおり、中央教育審議会から答申されたばかりで、その実施につきまして通知等が来ておりません。その中で意義や課題について、現在御回答できる状況ではございません。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

それでは新型コロナウイルス感染症対策等について再質問いたします。先程申し上げましたけども、聖火リレーが長与町でもされると。聖火リレーは3月25日に福島県を出発して、開会式の7月23日までに47都道府県のランナーが繋がるわけですけども、長崎県が5月7日と5月8日に17市町でリレーすると新聞に載っておりました。本町においては、オリンピックの聖火リレーが5月8日に実施されますけれども、そのコロナ対策はどうするのかっていうのが長崎新聞でも掲載されておりました。そこで、現状で構いませんので、どのような感染対策を考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

聖火リレーについては、通告はありませんけど、答弁できますか。

北野生涯学習課長。

○生涯学習課長（北野靖之君）

聖火リレーにつきましては、オリンピック組織委員会から出されております聖火リレーにおける感染症対策のガイドラインに基づいて、基本的には感染症予防に努めます。具体的には、ランナーの集合場所となります町民体育館、また、スタート地点となります中尾城公園、そしてランナーが走る沿道におきまして、町の運営スタッフ、ボランティアスタッフ、数多くの係員を配置して対策を行います。そこで体温の測定であったり、消毒であったり、体調の管理、そして密にならないための誘導などをガイドラインに沿って行う予定にしております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

聖火リレー、予定どおり5月8日に実施されるかどうか、なかなか難しいところもありますけれども大勢の人が来られますので、恐らく実施した場合には、やっぱりコロナの感染対策が重要になってきますので、是非気を付けてやっていただきたいと思います。それから感染予防対策として、長崎市は感染予防拡大防止のため補正予算で非接触化を図るために手洗い場の水道蛇口を自動水洗に交換するという方針を出しています。非常に有意義な対策ではないかなと、かつ、節水にも役立つと。有効な施策ではないかなと思ってるわけですが、長与町は導入する考えはないのかお聞きしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中嶋総務部長。

○総務部長（中嶋敏純君）

議員御指摘のように、長崎市では確かにされているという情報は承知をしているところでございます。本町もそういう話が職場内でも上がったことは事実でございますけれども、まだ現実的には行っていないのが現状でございます。今後、予算等もございしますので、少し研究をさせていただきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員に申し上げます。通告と少し離れた部分があると思いますので、通告でお願いしたいと思います。

内村議員。

○7番（内村博法議員）

水道栓、感染症対策ということでお願いしたところでございます。是非、よろしくお願いたします。それから感染予防対策として、プライバシー保護の観点からクイックパーテーションが400個導入されたわけですが、今後増やす予定はあるのかどう

か、お聞きしたいと思います

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度に交付金対象となることから多額の経費を承認いただき、通常の災害時における避難所対策は可能になったものと考えております。今後、これ以上の避難を必要とするような大規模災害が発生した場合には、事業所と協定を締結しておりますので、そちらの方で対応できるものと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

ワクチン接種について組織体制はお聞きしましたが、ワクチン接種の司令塔は誰になるんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

志田健康保険部長。

○健康保険部長（志田純子君）

トップを町長にして、対策本部が司令塔になっていくものと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

集団接種におけるワクチン接種の時間帯というのは、どのように考えておられるのか。

○議長（山口憲一郎議員）

小川健康保険課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

1日8時間を想定しております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

曜日はいつに指定されてるのか。夜間とか、休日対応はあるのか、お伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

小川健康保険課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

まだ未定ですが、9時ぐらいから日曜日の昼間に実施をしたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

病院での個別接種、これは課題はあるんですか、お伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

小川健康保険課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

病院で個別接種を実施する場合、ファイザー社のワクチンを本町が提供する必要がございます。保冷状態において5日間しか持たないワクチンでございますので、これを週2回ほど配送して対応するというのが課題となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

それから、防災無線による町民への注意喚起を行っておられるわけですが、とても重要だと思います。担当者も大変だと思うんですけども、内容がいささか定型的になってるんじゃないかなと、言ってみればマンネリ化ですね。だから、少し工夫をされたらどうかと思ってるんですよ。長与町独自の状況とか、そういったものを毎日じゃなくても時々で構いませんので、そういった工夫をされたらどうなのかと。私も1月に、自治会からの回覧で健康保険課が作成されたA4の文書、これは素晴らしく長与町の分析をされていました。ああいったものを、例えば月ごとに何名感染したって棒グラフが作ってあったんですね。だから、そういった工夫を、難しい点もあるかもしれませんが、したらどうかと思いますけれども、御意見があれば回答をお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

小川健康保険課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

防災無線の内容につきましては健康保険課でお願いをしているところで、町民に対するアナウンスにつきましては、基本的な感染症対策を求めるという視点から、内容を変えたりして工夫は凝らしているんですが、同じように聞こえるというような御意見もいただいております。御指摘いただいた回覧版等を活用しながら、防災無線の内容につきましても検討、研究をしていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

次に高齢者施設のコロナ対策。長崎市でも高齢化施設でクラスターが発生して非常に大変な目にあつたんですね。これはどのような体制になっているか、お聞きします。

○議長（山口憲一郎議員）

細田介護保険課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

高齢者施設の事業者の皆様には、利用者の方、従事者の方、職員の方々が感染しない

ようにということで、日頃から、かなりの御苦勞をされているかと認識しております。そういった中で施設への対策としまして、国や県におきまして、あらゆる感染対策に関する助成の制度がございます。そういったものを活用していただいていると思っております。また、県ではスクリーニング検査も実施をされているようでございます。本町としましては感染対策、防止するためにマスクの配布、消毒液の配布をさせていただきました。施設におかれましても、それぞれ国からマニュアルや手引きが出ており、事細かに記されておりますので、それを守られた上で感染対策を施されていると思っております。そして、実際クラスターが発生した事業所の方を講師に招き、それぞれ事業者の皆様方の勉強会とか、そういったことで知識を深めるなど、そういったことで感染対策に努めていらっしゃるところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

今回、集団接種会場が2か所、個別接種が22か所と御回答をいただいたんですけど、日本は1994年の予防接種法により、個別接種が中心となってるわけですね。集団接種がほとんど行われていないんですよ。自治体に十分なノウハウがないということでされているんですけども、自治体によっては個別接種を中心とした運営のやり方をされてる所もあるんですよ。そこで、今回本町が集団接種2か所と個別接種22か所にした基本的な考え方、これはどのような考え方に基づいて実施するのかをお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

小川健康保険課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

今回の予防接種につきましては、かつてない大規模な接種でございまして、御指摘のとおり医療機関での接種が安全性も高いということは考えているところですが、国の要請に従い集団接種を行い、加えて個別接種で健康に不安のある方を進めていくという、並行する形で行うことを決定いたしました。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

基礎疾患がある人は優先接種対象になってるんですけども、この方たちは自己申告でよいのか、何かエビデンス持って行って、証明書を持って行かないといかんのかどうか、そここのところの確認をしたいと思えます。

○議長（山口憲一郎議員）

小川健康保険課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

自己申告でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

エビデンスは要らないんですね。

○議長（山口憲一郎議員）

小川健康保険課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

はい、不要ということで聞いております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

公衆衛生の基本的な考え方を答弁されたわけですが、言ってみれば、町民の生命を守る健康づくりの活動をしていくといった趣旨だと理解をしております。公衆衛生の衛生というのは、生を衛るという別な意味で読み方をされていると言われてます。かつて医師で政治家であった公衆衛生の先駆者の後藤新平っていう方がおられますね。この方は、今のコロナ禍で非常に参考になるとして、テレビとか東京都議会でも紹介されております。この方は、日清戦争の終結で、これらの伝染病が蔓延する中国から23万人を超える兵士が船で帰国することになって、当時37歳の若さで世界でも前例のない大規模な検疫事業の責任者に抜擢された。そして、国内感染を防止したっていう大きな功績があります。きわめつけは、関東大震災の処理に当たったということでも有名な方ですが、その方が残された言葉で「感染症というのは弾丸よりも恐ろしい」という言葉を残されてます。それと、今の状況に合うのか分かりませんが「衛生なくして経済はなし」という言葉を残されております。学ぶべき点が非常にあると思ってるわけですが、その方も今言われたように命を守ると、今さっきの答弁ですね。そういったことで私もそう理解いたしました。ところで、公衆衛生の司令塔は誰になるんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

志田健康保険部長。

○健康保険部長（志田純子君）

司令塔は町長になりますが、実質は健康保険部を中心に、そして健康保険課を中心に実施している状況になります。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

生活関連の対策なんですが、先程、国とか県の対策を周知していくという答弁があったんですけども、申請間近のものもあると思うんですね。例えば3月末で打ち切るとか、その期限が迫ってるものは、直ちにしないとイケないわけですよね。その周

知方法は防災無線が一番手っ取り早いんですけども、そういった方法とか、講じる必要があるんじゃないかなと思うんですよ。その点はどのように考えてるか。それから、乳児のための支援金ですか、これは4月1日で終わりになるんですけど、これを継続する考えはないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

国の制度となりますけれども、緊急小口資金であったりとか、総合支援資金が、今、再貸し付けを行っておりますけども、3月31日まで延長をされております。こちらにつきましては期限も迫っておりますので、周知を行ってまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

乳児のための給付金につきましては、現在4月1日までということで考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

乳児の支援は延長する考えはないんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

現在のところ延長する予定はございません。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

乳児の支援金については、長与町は祝い金とかはないんですよね、制度として。だから、それに替わるようなものを是非検討していただければありがたいなと思っています。

次に教育関係に移りたいと思います。現在、先行して長与町がしてるんですけども、一部35人学級ですか。小1が30人、小2が35人、小6が35人、中1が35人と回答されていますけれども、その理由は何で、いつから始まったのか、お答えください。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

平成23年に1年生だけを、というのが、今までが40人だったものですから、一人一人に手が行き届かないという世論の声もありまして、前から現場ではそういう話があったんですが、どうしても国としては財政上とその辺の兼ね合いがありまして、23年

度に動き始めたんですが、1年生だけで止まりました。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

小1が30人、小2が35人、それから小6が35人、中1が35人と飛び飛びにな
ってるんですけども、こうされた理由をお伺いしたい。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

これは国の制度ではなく県の制度でございまして、国は小学校1年生は35人として
おりますが、長崎県では30人としております。昨日も教育長答弁にございましたが、
小学校1年生におきましては、小学生の円滑な入学、そして学校生活への慣れというこ
とが目的でございます。小学校2年生につきましては、さらに学習が進みやすいために
35人の少人数にしております。小学校6年生につきましては、学習の最終的な小学校
段階のまとめになりますので、そこで学習をきめ細やかにするということ、そして中学
への接続をうまくするということでの35人。中学校1年生の35人につきましても、
中1ギャップをなくすための方策として少人数にするということで、そのような人数に
なっております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

少人数学級の導入にしろ、教科担任制を導入するにしろ、教員の確保が問題だろうと
言われてるんですよ。その点はどのようにお考えですか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

これは報道ベース、そして文部科学省の様々な情報の寄せた形での回答にしかなりま
せん。長与町で教員を採用するということではございませんので、そういった点で御勘
弁願えればと思いますが、国では、これから少子化が進むために学級数が減になってい
くところを、この時点で埋められるというふうに算定をしてるということで、急
に教員数が増えるということではないという説明があつてるように受け止めております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

教員採用の受験者が減少しているということで、小学校においては新聞でも長崎県と
佐賀県が一番最低の1.4倍という報道がなされておりました。これを上げるっていう

のが、優秀な教員を確保するためには必要だと思ってるんですが、基本的には県が主導でされるんですけども、地方自治体としては何か関与はされてるんですか、そういう県の活動に対して。全然してないなら、してないで構いません。あればお答え願います。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

長崎県教育委員会と連携をしてということではございませんが、小学校、中学校の教員をできるだけ多くしたいという町独自の願いもございまして、まだ正式に学校の先生になってない大学3年生以上の者を対象にして、長与教師塾という学校の先生になる様々なノウハウだとか、あるいは思いだとかっていうことを伝えていくものを年間10回、開催をしております。そのようなことで教員の確保をしたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

分かりました。もう一つ、デジタル端末が来年度から配置されるわけですけども、デジタル教科書は子ども用ではないんですよね。教師用だと私も理解してるんですけども、そこを確認したいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

議員御指摘のとおり、教師用でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

デジタル教科書、新聞で読んだんですけども、小学校の教科書が替わるという改訂時期に合わせて2024年から始まると、配布するという形になってるんですよね。そうするとデジタル端末はどんな使い方をされるのか。デジタル教科書が無いと端末だけ入ってもどうしようもない。ほかに有効な手立てがされるのか、非常にもったいない話ですよね、デジタル教科書が入らないことには。パソコンの価値も下がるのではないかなと思うんですけども、その間どのようなことをされるのか、それを答弁お願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

まず、GIGAスクール構想の一つとして一人一台端末を配備するということがございました。デジタル教科書をその中で使っていくというのは、そのあとに出てきた構想でございまして、それ以前のもので一人一台の端末をどういうふうに使うかということ

につきましては、授業におきましては通信環境を整えましたので、調べ学習等に利用したいと思っております。また、たくさんのドリル等も導入することができますので、それを利用したいと思っております。今後の見通しとしましては、その中に様々なお便り、学校便りであるとか、学級便り、保健便り、そういったお便りもこの端末に送りまして、それを御家庭で見ていただくということでの計画もしているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

分かりました。この前、同僚議員の質問で、通常学級が82学級あるということで、そのうち36人以上は3クラスとお聞きしたんですよ。そうであれば教室の確保は余裕があるということで、そう問題にしなくてもいいのかなと理解してるわけですね。それと教員の確保はどうか、現状でいいのかどうか、その辺りを最後、質問して終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

教室につきましても、教員の確保につきましても、今のところ問題はございません。

○議長（山口憲一郎議員）

内村議員。

○7番（内村博法議員）

以上で終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで内村博法議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時まで休憩します。

（休憩 11時15分～13時00分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順8、安部都議員の①ソーシャルインクルージョンの理念に基づいたまちづくりについて、②ジェンダー平等社会実現についての質問を同時に許します。

6番、安部都議員。

○6番（安部都議員）

皆様こんにちは。来たる3月8日は国際女性デーでございます。1904年3月8日、1万5,000人の女性たちが労働時間の短縮、賃上げ、女性参政権の獲得、児童労働の廃止を訴えてニューヨーク市内をデモ行進したり、ストライキをしたのが始まりです。それから、およそ70年後の1975年、国連は3月8日を国際女性デーと定め、毎年、国連加盟国に対し女性の平等な社会参加を呼び掛けております。それでは質問に入らせ

ていただきます。大きな1点目、ソーシャルインクルージョンの理念に基づいたまちづくりについてお聞きいたします。ソーシャルインクルージョンとは「全ての人を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現に繋げるよう社会の構成員として包み支え合う」という理念であります。本町の次年度からの第10次総合計画にも謳われています、誰も取り残されることのない社会の実現に向けて取り組みを行うSDGsに共通するものであります。そこで、コロナ禍の今だからこそ、高齢者、子育て世代の親子、障害児などの多様性を認め合い、遠慮なく安心して楽しみ過ごせることのできる公園やバリアフリー公共施設のまちづくりが必要不可欠となります。そんな中、現在、障害児を抱える一人の母親からの提案で、インクルーシブ公園の環境整備が全国的に広がりつつあるのです。本町も先進事例の取り組みを参考に、国の新たな補助金を活用し、町内の公園や新ランドマークとして遊び心のある「中尾城みっくんアドベンチャーパーク」と名付け、誰もが楽しめるインクルーシブ中尾城公園に蘇らせる取り組みなどについて、以下の質問を行います。(1) ソーシャルインクルージョンの理念に基づいたまちづくりの本町の考え方をお聞きいたします。(2) インクルーシブ公園の環境整備についての考えをお聞きいたします。(3) インクルーシブ公園の先進事例を基に調査、研究も行い、現状の課題と実現に向けた取り組みについてお聞きいたします。

(4) 国土交通省の「先導的官民連携支援事業」等を活用し、中尾城公園の新ランドマークとして、誰でもが楽しめるインクルーシブ「中尾城みっくんアドベンチャーパーク」の実現についての見解をお聞きいたします。(5) 国土交通省が今年3月、建築物のバリアフリー設計指針を4年ぶりに改定し、4月より施行されます。障害者ら向けの多目的トイレ(多機能トイレ)を本来必要とする人が使えるように改定されます。本町においてバリアフリー公共施設(公園内も含む)への取り組みについてお聞きをいたします。

大きな2点目、ジェンダー平等社会実現について、東京オリンピック、パラリンピック組織委員会、元森会長の女性蔑視発言をめぐり、日本のみならずアメリカメディアや各界の有名、著名人、国内全体にも批判の声が広がり、日本社会の汚点を浮き彫りにすることとなりました。その結果、謝罪し辞任を表明されましたが、オリパラ委員会のトップの発言は、自らの偏見に基づく無意識の中にある女性への差別の慣習の中で招いた発言で、「女性がたくさんいる理事会は時間がかかる」など、不適切発言に対し周りからも笑いが起こったことなども、私も看過することは到底できません。21世紀の時代を迎え、男女平等参画社会を実現すべく推進している現在、女性の地位向上と共生社会の実現に逆行する発言であり、多くのボランティア、聖火ランナーも辞退し始め、多くのアスリートのやる気とみんなで応援し盛り上げようという国民の心情や機運を逆なでするものであります。この女性蔑視発言は当事者が辞任したから終了ではなく、また個人だけの問題ではなく、身近な私たち日本社会の不平等問題の露呈と捉え、世界から取り残されないジェンダー平等社会へといかにして改革していくべきなのか、本町の見

解をお聞きいたします。(1) ジェンダー平等社会実現についての本町の課題と考えをお聞きいたします。(2) 町の管理職、審議会や委員会などの理事や役職などの女性起用についての考えを問います。(3) 庁舎内での男女共同参画推進体制の整備と充実についての目標をお聞きいたします。(4) 今夏、東京でオリンピック、パラリンピックが開催されることに当たって、多くの外国のお客様が来日されることと推測されます。そこで、コロナ禍の中、地域でのジェンダー平等のまちづくりと地域活性化に向けたおもてなしの取り組みについてお聞きをいたします。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

安部都議員の御質問にお答えさせていただきます。1点目のソーシャルインクルージョンの理念に基づいたまちづくりの本町の考え方というお尋ねでございます。本町におきましては、「長与町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」、あるいはユニバーサルデザインに基づき、公園整備を行っております。今後、整備する公園につきましては、ソーシャルインクルージョンの理念も視点の一つとして研究をしまいたいと考えております。2点目のインクルーシブ公園の環境整備についての御質問でございます。インクルーシブの考え方は障害の有無や年齢、性別に関わらず、多種多様な方々に公園を利用していただくために大切なことと私どもも認識をしております。また、インクルーシブな公園は、障害のある子もいない子も一緒に遊ぶことができ、誰もが同じ場所で楽しむことができる空間であるものと考えております。今年度完成しました「さくら野公園」につきましては、段差をなくす取り組みやユニバーサルデザインの視点も取り入れて整備をしてきたところでございます。今後も、誰もが安全で安心して過ごして頂ける公園づくりを目指してまいりたいと考えております。3点目のインクルーシブ公園の現状と課題、実現に向けた取り組みというお尋ねでございます。現時点におきまして都市圏に数箇所、新たな取り組みとしてインクルーシブ公園は造られております。整備された公園もまだ少ないということもございますので、実現に向けては、今後も調査、研究を続けてまいります。4点目の国土交通省の「先導的官民連携支援事業」を活用し、中尾城公園の新ランドマークとして、誰もが楽しめるインクルーシブ「中尾城みっくんアドベンチャーパーク」の実現についてという御質問でございます。こうして名前を付けていただき、ありがとうございます。中尾城公園は、町民の皆様から親しまれ、愛される公園となるよう、現在、地形を生かしたりリニューアル等を検討している段階でございます。リニューアルには国庫補助の活用も必要なことから、調査から工事までできる補助メニューの研究も同時に行っております。インクルーシブな公園としての中尾城公園の位置付けとしましては、公園全体の地形を考えますと、駐車場からのアクセス、園路の傾斜などの面で大規模な造成が必要となりますけれども、町内の他の公園での模索も含め、研究してまいります。次

のバリアフリー公共施設への取り組みというお尋ねでございます。御指摘のとおり、バリアフリー法が改正され4月より施行されます。本町におきましても、4月以降に新たに造られる公園などの公共施設につきましては、新指針を遵守し、整備してまいります。

続きまして大きな2番目、ジェンダー平等社会の実現でございます。本町におきましては、SDGsの目標として定められております「ジェンダー平等の理念」も踏まえ、平成30年3月に「長与町第3次男女共同参画計画」を策定したところでございます。男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、様々な取り組みを進めておるところでございます。策定当時に実施したアンケート調査によりますと、本町においても職場、地域、家庭において、性別による固定的な役割分担が存在していることが浮き彫りになっております。アンケートの結果によりますと、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に対して、女性は反対派が賛成派を大きく上回っておりますが、男性は賛成派が多い状況でございます。また、社会全体における男女の地位について「男性が優遇されている」と感じている方がおよそ7割いらっしゃいます。一方、家庭生活において「男性が優遇されている」と答えた方が女性では66%、男性では40%、「男女平等」と答えた方が女性20%、男性45%でございます。男女間の意識の差が非常に大きい結果となっております。こうした固定的な性別役割分担意識を是正するため、意識改革に向けた啓発、普及、教育を通じた男女共同参画の推進、さらに支援基盤の整備に努めてまいります。住民の皆様をはじめ、事業所、関係団体におきまして現状を認識、御理解いただくとともに、自己の意識を見つめ直していただくことが社会全体を変えることに繋がるものと思っております。次に2点目の町の管理職、審議会等への女性起用の考え方についての御質問でございます。女性活躍推進法の施行により、地域経済や地域社会の活性化に向け、あらゆる分野における女性の活躍を進めようという機運が高まっているところでございます。本町では、組織運営に男女の多様な意思が公平、公正に反映されるよう、女性の政策、方針決定過程への参画拡大の取り組みも進めております。具体的には町の審議会等委員へ女性を積極的に登用するほか、女性職員の活躍推進に向けキャリアデザイン研修等への参加を促すとともに、適正な人員配置に努めているところでございます。こうした取り組みにより、令和元年度における女性の登用率は、審議会等の委員が34.6%、管理職が24.3%という、いずれも県内においては最も高い割合となっております。次に3点目の庁舎内での男女共同参画推進体制の整備と充実についての目標という御質問でございます。長与町第3次男女共同参画計画では、男女共同参画社会の実現に向けた環境や基盤整備などの施策のほか、推進体制の整備、強化を重点目標の一つに掲げておるところでございます。庁内推進体制としては、関係部局相互の緊密な連携の下、計画の総合的かつ効果的な推進を図るため、町長を会長とする男女共同参画推進会議及び各課長で構成する幹事会を設置しております。また、各課における男女共同参画の状況を把握、推進する役割を担う者として、男女共同参画

推進員を配置しており、関連する研修への参加を促すなど、的確な趣旨の周知と浸透に努めております。さらに計画の実効性を高めるため、毎年度、具体的な取り組みの進捗状況を取りまとめて評価を行い、各分野の有識者等で構成する外部委員会で検証を行っております。こうした推進体制の充実により、各種施策に積極的に取り組むことで、計画に掲げる指標の目標値を達成すべく努力をしているところでございます。次に（４）ジェンダー平等のまちづくりと地域活性化に向けた取り組みという御質問でございます。男女共同参画の推進は、それ自体が重要であるだけでなく、国、地域、企業の持続可能性にも関わる問題であると考えております。地域においては、近年若い女性の大都市圏への転出超過が増大しております。地方出身の若い女性が東京で暮らし始めた目的、理由としまして、進学や就職だけでなく「地元や親元を離れたかったから」といったことが挙げられており、固定的な性別役割分担意識等が根強く存在していること等が考えられます。女性にとって魅力的な地域、家族と共に暮らしやすい地域であること。すなわち、地域における男女共同参画の取り組みが、持続可能な地域社会の発展に繋がるものと考えております。こうしたことから、本町では、あらゆる分野における女性の活躍を推進しており、政策、方針決定過程への女性の参画拡大、仕事と家庭の両立支援、働き方の改革などの施策に取り組んでおります。女性が活躍するためには家庭や地域における男女共同参画の推進が必要であり、男性の家事、育児等への参画や職場における理解、地域活動への男女の参画促進に努めております。また、安全、安心な暮らしを実現するためにあらゆる暴力の根絶、女性の健康支援や生活上の困難を抱える方への支援などにも努めております。御指摘の東京オリンピック、パラリンピック開催やコロナ禍といった状況も含め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進することで、ジェンダー平等のまちづくりと地域の活性化を目指してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

それでは再質問に移らせていただきます。インクルーシブ公園、ソーシャルインクルージョンの理念に基づいた公園なんですけれども、インクルーシブ公園は日本発なんです。それが東京都議会の龍円愛梨議員が「スペシャルニーズ」を持つ、要するに障害児の子どもを持っていらっしゃるんですが、その議員が初めて提案をされて実現に至ったところであります。「スペシャルニーズ」というのは龍円議員が、障害児はどうしても不完全、かわいそうというマイナスイメージがあるので、そこで差別偏見に繋がらないように国連で謳われています「スペシャルニーズ」という言い方をされております。今回は、私も「スペシャルニーズ」って言わせていただきます。インクルーシブ公園は令和2年3月に東京都世田谷区の都立砧公園「みんなのひろば」が始まりであります。その後府中市の「府中の森公園」、そして豊島区の「としまキッズパーク」が現在中心となって、東京、神奈川など、周辺にもどんどん拡大しつつあります。このインクルー

シブ公園、目的、意義はどのように捉えているか、再度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

先程、町長の答弁にもあったように、インクルーシブの考え方というのは、障害の有無や年齢、性別に関わらず、多種多様な方々が利用できるものとして考えておりますので、そういったものを考えていきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

障害があってもなくても、自由に気兼ねなしに誰でもが遊べる公園、要するに、包括的、包摂的な誰も排除されない公園で、インクルーシブ遊具が配慮されている公園でございませけれども、公園はというのは、大体1歳前後から公園デビューで皆さん始まるわけですが、一般的な公園の概念というのはどのように捉えられていますか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

概念と申しますか、地域の皆様が利用できるような公園を目指しています。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

地域の皆様が利用して楽しんでいただける公園なんですが、そこにちょっと加味したいと思います。公園というのは、子どもたちにとって、心身、知育を伸ばし、想像力、譲り合いの心や、新しい友だちと親子の出会い、コミュニケーションを図る場でもあります。そこで、一般の子どもたちが「スペシャルニーズ」の子どもたちと触れ合うことによって違いを認める。そして共生社会の実現にも繋がっていくと思われませんが、その辺り多様な社会の構築に繋がるというところで、本町の見解をお聞きいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

長与町といたしましても、先程課長が申しましたとおり誰もが安全、安心して遊べる公園ということで現在進めておるところでございます。インクルーシブ公園についても隔てることなく、障害がある方、無い方、どちらも一緒に遊べる公園ということで認識をしてるところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

現在、本町に都市公園、街区公園、近隣公園、地区公園と呼ばれるものは、おのおの、どのくらいあるのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

町内には93公園あるんですが、そのうち都市公園が70公園あります。70公園の内訳ですけれども、街区公園が67公園。近隣公園、天満宮公園になりますが1公園。地区公園としては総合公園と中尾城公園の2公園で、合計70公園となります。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

了解いたしました。さくら野公園は都市公園ということによろしいのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

さくら野公園は、都市公園の中の街区公園になります。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

地区公園、中尾城公園、総合公園とか、いろいろ遊具もあると思うんですけれども、一つでもインクルーシブ遊具、例えば、背もたれのあるブランコに変更する可能性はありますかでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

インクルーシブ公園、遊具について検討している段階ではございませんので、できるのかというお話になると、可能性はありますが、まだ検討まで至っていないのが現状であります。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

可能性はあるけれども実際的には至ってないと。しかし、先程言われたように、町内にも障害を抱えた「スペシャルニーズ」の子どもたちがたくさんいらっしゃいますので、一般の子どもたちと共に遊べる公園が必要だと思うんですが、そして重度障害を持ったお子さんは普通のブランコに乗ることもできません。それで、例えば、東屋の下にそう

いった配慮された公園、プールにボールを入れた公園、ままごと遊びができる公園、滑り台などがついた公園、いろいろ複合公園ができると思うんですよね。そういった公園ができない課題というのはどういったものがあるのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

中尾城公園に限って申し上げますと、駐車場から公園遊具の所まで行くアクセス、それと園路内の坂がかなり急でございます。中尾城公園の遊具を置いている所に、例えばハーネスをつけたブランコ、親御さんと一緒に乗れるブランコ、こういったのがインクルーシブ公園の遊具だと考えております。そういった遊具を設置する場所があるかどうか、設置してどうなのかというのも含めて、検討させていただきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

是非、これから先は「スペシャルニーズ」の子どもたちも遊べるような公園を研究して造っていただきたいなと思います。今回、「スペシャルニーズ」の子どもたち親子がインクルーシブ公園で遊んだ、その親御さんたちのアンケートを幾つか紹介させていただきます。Aさんが「誰でもが遊びたくなるような楽しい公園です」「こんな世の中、コロナで我慢して家の中で過ごす子どもたちは本当にかわいそうで、外で思いっきり大声を出して笑いながら遊びたい」「インクルーシブ公園が当たり前になる町になって欲しいです」。Bさんは「一緒に楽しめる、一緒に遊べるこの公園が特別な公園ではなくて、当り前の公園になって欲しい」「保育園でも障害を持つ子どもがいるんですけれども、近くにこんな公園があって欲しいですね」って言っています。Cさんは「インクルーシブ公園、この発想と具体的な工夫が全国に広がって欲しい」。Dさんは「このような考えの公園が全国に広がることを望みます。歩行器で遊べる公園なんて夢のようでなんだか胸が詰まりました」。こういった感想もいただいているんです。みんなが平等、公平に遊べるっていうのは本当に理想的であり、今後、実現していただきたいと思います。

（4）番目に行きますが、国土交通省の先導的官民連携支援事業について、中尾城公園の新ランドマークのことですけれども、この支援事業は国土交通省にお聞きいたしました。国土交通省から委託されて契約されたコンサルタントが約1年間、地方公共団体に対して先進事例の研究と助言、対応策とスキームの検討の解決策を支援していくということでもありますけれども、これについてはいかががお考えになってますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

先導的官民連携支援事業につきましては、先導的な官民連携事業の導入の検討になっ

ていますので、中尾城公園について官民連携事業を導入して運営や整備などができるのかどうかの検討は、今までされてきたかどうかははっきり分かってないんですけども、官民連携の導入ができるのか研究したいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

内容的に国土交通省の方にも御説明したんですね。この支援内容は既存公共施設の更新とその際の収益事業の導入があるんですが、補助金が1件当たり上限2,000万円。例えば、本町が事業実施の主催を行って、一部の運営を民間会社に委託するやり方もあると思うんです。例えば、中尾城公園の地形はかなり傾斜がありますよね。その傾斜を利用した「シューティングスター」というワイヤーロープを滑り下りるスリル満点のアトラクション。あとは「天空の城」張り巡らされたロープを渡って親子でチャレンジすると。あとは滑り台とかいろいろあって、ハウステンボス内にあるアトラクションなんですけど、そういったところで上から下りていく、ワイヤーロープを滑り下りる、そういった親子で楽しめる研究、こういったことで支援事業も取り組んでいかれると思うんですよね。例えば、中尾城公園は下まで下りたらものすごく傾斜がきついで、下から上に上がるのに、例えばゴルフ場で使用しています4人乗りのカートみたいなものを走らせるとか、いろんな発想ができると思うんですよね。その辺りはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

御提案ありがとうございます。あの傾斜を利用して、そういったロープ的なものは可能だと思います。ただ、安全面が懸かってまいります。それと、先程議員が御指摘のインクルーシブはなかなか難しい。「誰もが」は難しいんじゃないかなと考えております。したがって、研究はさせていただきますが、実現に向けては難しいものと考えております。また、先程からの補助金のメニューにつきましては、私も勉強不足で申し訳ございません。ただ、委託料だけは調査費が出るということでございます。工事費は、この補助メニューでは出ませんので、それについては研究の必要があると考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

あそこは今のままではアドベンチャー公園は造ることができないので、大改造はある程度していかないといけないと思うんです。そのためには何億円が要すると思うんですけどね。そこで国土交通省の方が、例えば中尾城公園内に飲食物を扱う店を置いたらどうですか。私、あぐりの丘を見に行ったんですが、そこに2坪ぐらいの小さなカフェがありまして、そこでコーヒーとか、軽食とか、ホットドッグとか売ってらっしゃって、

それも民間の方がされてるんですが、そういった店を置く、それを民間の方にしていただと。募集期間が2月18日から3月26日までの募集期間で、これ第1次なんですよね。この構想期間が1年間、審査から交付決定が出て、調査の实地、そして成果の報告をするのに1年間要するわけですよ、ということは今から令和4年4月までということになるわけですが、それをしたあとに、すぐに実行しなければいけないかって聞いたんですが、そしたら先程御回答が来まして、「すぐに実行しなくても1年間構想して、ある程度マニュアルができたなら3年度以内で事業を目指していただければ。それはあくまで目安ですので、3年度以内に事業を目指すような形でもっていったらいいんじゃないですか」みたいなことで。それは目安ですので、そこは一概には「こうですよ」ってとは言えないということです。2期目が4月以降にまた募集をされるそうです。こういったコンサルタントの検討も、中尾城公園をいかに活発化していくかっていうことに対しては、こういった検討もあるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

現在のところ中尾城公園につきまして、どのようにリニューアルをしていくのか検討をしているところでございます。民間の活力の導入ということにつきましては研究はしてなかったところなんです、今後どのようにリニューアルをしていくのか、その中に店舗等も入ってくるかもしれません。そこにつきましては今後の協議になってくるかと思っておりますので、3月26日までに手を挙げるということにつきましては、今回はできないかと思っております。この事業は平成24年度から始まって、毎年行っていますので、また来年もあるものと思っておりますので今後研究をしてまいりたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

スライダーなども先で排除するというようなこともありますので、そこを大改造していただいて、例えば、町内だけじゃなくて、町外からも3万人とか、5万人とかが来るような、そういった公園にしていきたいと思いますが、町長はどのように思われるでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

いろんな御提案ありがとうございます。中尾城公園のリニューアル、擁壁を建てて、広場を造ってという話もありますので、それについては費用対効果等々も検討しながら、どういったものができるか、今後研究を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

了解しました。今後、検討して前に進めていただきたいと思います。それから建物のバリアフリーの設計、公共施設の取り組みで、トイレの名称が今度、誰でも使えるトイレじゃなくなって「バリアフリートイレ」と「多目的トイレ」などが名称を変更されます。これは「みんなのトイレ」や「誰でもトイレ」とすると、通常のトイレを使用できる人まで長時間使用して、本来使用したい人が使えなくなっている現状が起きているということで、障害を持った方たちからの、いろんな全国からの意見を取って名前の変更もされることとなります。昨年4月に国交省が930人に行ったアンケートでは、障害者や乳幼児の利用が全体の14%で、障害者以外の人を使う方がかなり多かっただけで、そここのところ皆さんに周知をしていただきたいと思います。現在、公共施設に「多機能トイレ」とか「バリアフリートイレ」という案内とか、表示もいろいろあると思うんですが、町内の公共施設の中で、大体何箇所ぐらいになりますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎昇君）

大変申し訳ありません。数が幾つかというのを手持ちで持っておりません。現在、公園内に設置してあるトイレにつきましては「多目的トイレ」としております。バリアフリーを取り入れたトイレとして整備しておりますので、公園内にトイレが1つしかない所もございますので、全てを「バリアフリートイレ」として持っていくことは考えにくいものもありますので、棲み分けをしながら検討したいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

今後、どのように町民の皆さんに周知をしていく予定でしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

トイレだけに限定して申し上げますと、ベビーカーとそのままトイレに入って、子どもと一緒に見なければならぬといったときは、そのトイレを使わなければならないという場合もあります。したがって今あるトイレを、その専用ということでは考えておりません。ですから、「バリアフリートイレです」という周知はしませんということでございます。そういった法令が変われば、うちの各法令、条例等々は必要があれば変えたいと考えておりますが、今あるトイレをそのまま、「こういった方々しか使えません」という周知はしません、ということで御理解いただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

法令も変わり、障害を持った方たちのいろんなリスクを抑制するためには、そういった配慮をしていただきたいということを住民にお知らせするのは必要じゃないかなと。「絶対使っちゃいけませんよ」ではなく、そのところは配慮をお願いしたいと思います。

それから、ジェンダー平等社会の実現ですけれども、これは性別に関わらず平等な機会が与えられるジェンダー平等の先進国でありますフィンランドのサンナ・マリン首相、現在34歳であります、2020年6月に国連本部で国際女性デーに演説しております。このマリン首相が言っていることが、「ジェンダー平等社会は社会全体に利益をもたらします。私たちが成し遂げられることを制限してきた固定観念から私たちを解放してくれます。ジェンダー平等は社会の成功の礎であり、政治的意思決定をする高いレベルの地位に多くの女性を置くことが必要だ」ということを強調しております。まさしくそうなんです。やはり生活の視点、多様性を持っている女性たちを意思決定する場に置くことは重要なことだと思いますが、長い慣習の中で根づいてきた女性差別というのが、ああいった発言の事件の発端になるんだと思うんですが、そこでお聞きします。ジェンダー平等社会実現をこれから、また、どんどん実現するためには、何が必須だと思いますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

町長の先程の答弁にもありましたが、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなく個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現。これはやはり社会全体で取り組むべき重要な課題だと考えてます。本町に限って申し上げますと、現状、ワークライフバランスの希望と現実の開きがあること。あるいは女性に偏りがちな家庭生活の役割分担があること。個人の生き方が多様化しているなど、以前実施しました住民アンケートからもそういった課題が見て取れますので、こういった課題を一つ一つ改善していくということが重要ではないかと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

今、課長がおっしゃったとおりだと思います。やはり、お互いの意識改革、認識を変えることが一番重要じゃないかなって思います。それではワークライフバランスを実現していくためには、現実の課題、今後どのような形でできるように考えるのか、その辺りいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

先程、ワークライフバランスの希望と現実の開きがあると申し上げましたけれども、アンケートの結果でワークライフバランスの希望、皆さんどう思われているかと。一番感じているのは「仕事、家庭、生活、個人の生活、全てを並立したい」が37.3%いらっしゃいます。次に「仕事と家庭生活を両立したい」という方が36.5%いらっしゃいます。これは希望です。一方で現実がどうなのかと申し上げると、「どうしても仕事を優先せざるを得ない」が42.1%、次に「仕事と家庭生活を両立」が26.6%ということで、例えば男性で申し上げますと残業が多いとか、それによって家庭に目を向けることができないとか、どうしても仕事を優先してしまうということが見て取れますので、こうした男性の意識だったり、企業の意識改革が必要ではないかと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

まさに個人の意識改革、企業、そして社会の意識改革であると思うんです。過去に聞きしたときには、育休取得率が、男性がゼロで女性が100%だったんですが、現在はどのようになっていますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

本町職員の育児休業の取得率は女性は100%、男性は実績がここ数年ございません。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

なかなか今、取りづらい状況だと思うんですが、しかし、それを変えていかななくてはいけない、庁舎内でもですね。政府は男性版育休休暇、産休休暇の制度を設けて、今度、企業には育休の出生後8週間、2回に分けて取得させるために、制度周知と意向確認を義務づけとしましたが、そのような情報というのは入手をしていますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

国において、ジェンダーギャップへの対策ということで数々の法律の整備や法改正が行われているところでございまして、育児介護休業法の改正で今年の1月から看護、介護休暇が時間単位で取得可能になるなど、今後の動きとして、休業の取得の働きかけを企業に対して義務化をするという改正が予定されているようでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

女性が出産して、産後うつが2週間から1か月の間に発症すると言われていまして、産後も、昼も、夜も、一人で育児を担った結果、睡眠不足と過労が原因で産後うつが重症化して、子どもへの虐待とか、自殺に繋がると言われておりますので、まずは企業も義務づけをされましたが、公務員もそういった意識改革をするべきだと思いますが、男性育児休業の取得について前向きな検討はなされませんか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

育児休業というのも一つの方法でございますけども、育児関連の特別休暇という制度がございます、そういったものについては活用されている状況です。こういった人事面に関わるものというのは国家公務員に準拠するという考え方がございますので、当然、国が制度を導入したら、本町も導入して、改正を行っていくということになりますので、逆に言えば、国に制度が無いものを地方が入れるということが難しい状況にありますので、そういった形で準じて取り入れていくということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

国家公務員は、昨年度85%が新人の職員に対して1か月以上の育休を取らせており、こういった先行事例がありますので、先駆けて本町もやっていただきたいと思っております。それから、今度は女性の管理職なんですが、本町では現在、部課長の中で30人中6人が部長課長クラスまで就任していらっしゃるという、すごく高い数字で女性を登用されているなど、素晴らしいと思うんですが、先程町長も言われましたように、多様な参画で、キャリアデザインの研修も参画をされていますということと、緊密な連携を男女共同参画推進協議会の中でもしっかりとしていくということでありました。本町は様々な形で女性が審議会へ参画をされており、審議会の女性の現在は32.6%ですが、目標として令和7年度では40%と設定しております。この辺り、目標値というのは実現可能なのか、今後どのようにしていくのか、お知らせください。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

御指摘のとおり、本町の審議会等への女性の登用率の目標は40%ということで設定しております。10年前、平成23年ではこの登用率が27.9%ございました。先程、答弁にもありました令和元年度で34.6%と、着実に上がってきているものと考えています。これまでの取り組みですけれども、この登用率の状況を定期的に把握して、

目標に届いていない審議会については、その所管に理由を聞くとともに改善を促しております。その中で、審議会によっては誰でも登用できるというのではなくて、法令の中で定める役職であったり、ある資格を持っているということが条件になる場合もございます。有資格者の性別によるそもそもの偏りもあるかもしれませんし、充て職ついている部分もあります。出身母体の女性の登用の体制もございますので、急激にこれが上がっていくということは難しい面もありますけれども、やはり40%と目標を掲げている以上は、この目標達成を目指して積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

いろいろな課題、いろんな形で理解とかありますので、多様性を持って女性の審議会を増やすというところで進めていただきたいなというふうに思います。そして、東京オリンピック、パラリンピックもあと5か月弱になってきました。昨日の発表では東京オリンピック組織委員会も女性理事を12人増員したと、女性理事42%を目標に掲げているということでもありますので、オリンピックの意義、目的っていうのは、性差別をなくして国同士が多様性を認め合う。そして、安心、安全に平和な社会を作っていくことなどが目的でありますので、先程、町長から答弁がたくさんありましたが、本町としても海外のお客様を受け入れる。今朝、ニュースを拝見していたら海外のお客様は受け入れ見送りを検討すると言っておりましたけれども、選手と関係者が来られるかなって思いますが、本町としても、最後に意気込みとして、どのような体制で受け入れて、地域ジェンダーっていう形でまちづくりをどのようにお考えになってますでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木政策企画課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

議員御指摘のとおり、東京オリンピック、パラリンピックにおいても、3つの基本コンセプトっていうものが挙げられているみたいです。その1つに多様性と調和、人種、性別など、あらゆる違いをお互いに認め合う、共生社会を育む契機にするということ謳われております。こうしたオリンピックやパラリンピックの招致によって国全体で意識改革であったり、バリアフリー、ユニバーサルデザインが進むと地域活性化に繋がるということは、これまでも経験してきたこととございまして、それを本町に置き換えて、本町にどれだけの方々がこのオリンピックによって来られるのか、地域経済への効果がどうなのかということは予測ができないんですけれども、先程申し上げたこれまでの経験という中では、国体であったり、ねんりんピックであったり、本町でも競技を招致してまいりました。そのときに、住民の皆さんで一人一役、住民総活躍ということを掲げておもてなしをしてきたということがそうであったように、また、ハードの面で言えば、道路だったり、交通であったり、施設の整備、それから高齢者、障害者、外国人にやさ

しいまちづくり、こうしたこれまでのまちづくりの延長線上にそうした人の温かさだったり、都市基盤の整備が構築されているものと考えていますので、今後とも本町の未来に向けてさらなる整備促進であったり、交流人口の増加に向けて努力をしてみたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

安部議員。

○6番（安部都議員）

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

これで安部都議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時15分まで休憩します。

（休憩 14時01分～14時15分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順9、堤理志議員の①コロナ禍により家計が悪化した世帯への対応についての質問を許します。

11番堤理志議員。

○11番（堤理志議員）

それでは質問をいたします。コロナ禍により家計が悪化した世帯への対応について質問をいたします。昨年から新型コロナウイルス感染症が流行し、その封じ込めのため、飲食、小売り、旅行業などに大きな影響が出ています。これに付随する様々な業種も経済的打撃を受けているものと推察いたします。これら業種に従事する世帯は収入が悪化し、厳しい生活を余儀なくされているものと危惧をしております。こうした世帯への気配り、心配りと支援が行政の務めだと考えます。現在、行政サービスを受ける際の条件として、「税を納めていること」としている場合が多くありますが、新型コロナ流行の影響により、やむなく家計が悪化し税の納付が困難になっている世帯には、それに応じた特例が必要ではないかと思えます。また、義務教育でも制服代、修学旅行費、各種テキスト代、卒業アルバム代など、様々な出費があります。卒業アルバムを例にとると、7,000円前後とかなり高額です。収入が悪化したため、子どもたちが学校で生活してきた日々を記録した卒業アルバムの購入をためらったり、諦めるというようなことはさせてはならないと考えます。こうしたものを洗い出し、感染症流行による収入悪化の場合は、町として従来の申請主義ではなく、プッシュ型の支援が必要と思えます。町の考えをお伺いいたします。

2点目として、長与町社会福祉協議会は、地域福祉推進のための民間の社会福祉団体と位置付けられています。しかし、町行政と密接に連携し町の福祉行政の最前線を担っており、現在のコロナ禍では、その役割は大きなものがあると考えます。そこで、以下

の事業について、コロナ禍の影響があると見られるものの状況と町の支援の状況。また、それらへの支援を拡充する考えがないかをお伺いをします。細目の（イ）生活困窮者自立相談支援事業の町民の利用状況と町の支援について。（ロ）生活福祉資金の町民への貸し付け状況と町の支援について。（ハ）長与町フードバンクの町民の利用状況と町の支援について。以上、お伺いをします。よろしくお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、堤議員の御質問にお答えをさせていただきます。1番目1点目、コロナ禍により家計が悪化した世帯への対応ということで、申請主義ではなくプッシュ型支援に対する町の考えという御質問でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により家計が悪化した世帯につきましては、国や町の様々な支援策がこれまで整備をされてきたところでございます。それらの制度を利用するためには、申請が必要となっており、その内容により申請者の状況を把握しているというのが実情ではないかと思っております。しかしながら、申請に至っておらず、必要な支援を受けられていない方が一定数いるのではないかと懸念もしているところでございます。本町といたしましては、様々な支援策についての情報を知らず、悩んでいる方や情報は知っているが相談に至っていない方が必要な支援に繋がるよう、今後の取り組みを強化してまいりたいと考えております。

2点目（イ）でございます。生活困窮者自立相談支援事業の町民の状況と町の支援という御質問でございます。生活困窮者自立相談支援事業につきましては、県の委託事業として長与町社会福祉協議会が受託をしている事業でございます。事業の状況につきましては、令和元年度におきまして実際に対応を行った件数が43件でございますけれども、令和3年1月末現在で85件と増えておる状況でございます。次に2点目（ロ）の生活福祉資金の町民への貸し付け状況と町の支援ということでございます。生活福祉資金の貸し付けにつきましては、県の社会福祉協議会が実施主体であり、その申請窓口として長与町社会福祉協議会が対応を行ってきているところでございます。新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年3月より、既存の緊急小口資金と総合支援資金貸し付けの対象世帯を、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、生活に困窮する方にまで拡大した特例貸し付けが実施されております。これまでの申請状況につきましては、令和3年1月末現在で、緊急小口資金が174件、総合支援資金が124件の貸し付けを行っております。2月19日から3月末までは、これらの貸し付けが終了した方を対象に、総合支援資金の再貸し付けを実施しているところでございます。次に2点目（ハ）の長与町フードバンクの町民の状況と町の支援ということのお尋ねでございます。フードバンク事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により生活が困窮している世帯に対して、生活再建の後押しのために食料品を提供することで、セーフティネットの機能を果たすことを目的としており、社会福祉協議会への補助金事業とし

て、現在、実施をしているところでございます。これまでの利用状況でございますけども、2月17日現在で延べ40件、27世帯の方が利用されており、ほとんどの方がその他の支援に繋がっている状況でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により生活が一変し、生活に困窮している方が増加してきた状況の中、国と町は様々な支援策を実施してまいりました。今後につきましては、既存の取り組みを強化し、一人でも取り残すことがないように支援を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

再質問をさせていただきます。まずはコロナの問題ですので、今後の動向について質問をさせていただきたいと思うんですが、新しい予算の中でワクチン接種も始まるということで、これが一定進んでいきますと、今年から来年にかけて、一定、感染状況が鎮静化してくることを期待はしております。そうなってくると、社会経済活動が活発になってくるんじゃないかと思いますが、しかし、現段階で外出の自粛の影響等もあり、観光とか飲食、小売り等々から今後、徐々に負の影響が広がっていくんじゃないかということをお心配しているわけでありまして。それからもう一つ、同僚議員も言っておられましたけれども、今、言われているのはコロナの変異の問題とか、経済が活性化することによって、また、新しい感染の波が来るんじゃないか等々ということもあって。一方で、感染拡大を抑制する期待はあるものの、不安材料もあるということで、非常に今後の予測が難しいんじゃないかなと思うんですが、まず、基本的に町として、この辺はどういうふうを考えているか。これ、感染症の問題なので担当が違うかもしれませんが、私は希望的観測と、いや、でも大丈夫なのかなと思っている面がありますので、町としてはどういうふうにお考えか。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員、通告にないので。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

多分、誰でもそういうふうを考えているから、そういう答弁が来るかなと思ったので、担当課がないですけども、いいです。通告外だということですので、町長の施政方針の中でも下振れリスクに注意が必要だと書いてあったので、恐らくそういったこともあるので。私が言いたいのは、こういった悪化した世帯への対策を、今、収束状況なので、この辺はもういいかなというんじゃないかと、今後も出てくるんじゃないかという悪い方の予測を見て、そういうことに対して備えておくべきじゃないかということをお聞きしたかったんですが、その辺は福祉課として、そういう対応、そういうスタンスでないといけないんじゃないかというところの確認をさせていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

今後の影響につきまして、生活支援策という意味合いから回答をさせていただきたいと思っております。今後も、経済的なダメージや収入の減少の影響は引き続き起こってくるものと考えております。フードバンク事業を昨年度より実施しておりますけれども、一定セーフティーネットとして役割を果たしており、利用された方には大変好評な御意見を賜っております。是非、今後ともこの事業を続けていきたいと考えており、町長答弁で申し上げましたとおり、一人も取り残さないように進めてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

先程、町長の答弁の中で、町としても、また国としても、いろんな支援策を講じてはきているけれども、情報を知らない方とか、あるいは相談には至っていない方もいるんじゃないかということで「そうした方々に対しての支援を強化していきたい」という答弁があったわけなんですけど、現状で、例えばこういったところは強化しないといけないという具体的なものがあれば、この辺り幾つかお示しができればお願いしたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

現在はホームページと広報を通じて主に周知を行っておりますけれども、一番心配をしているところが、今までは収入が一定あって困ったことがない方がいらっしやっただとして、そういった方は経験がないものですから、情報を知らなかったりっていうことがあるのかなと思っておりますので、広く周知をしたいと考えており、例えば町の方から送付をする文書に支援策の一覧表を添付をしたりとか、もしくは目に付きやすいスーパーとか、コンビニとか、そういった場所にポスターを貼らせていただくとか、なかなか目にする機会が少ない方がいらっしやることを想定しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

それから質問の中でも書いてありますが、いろんな行政サービスを申請しようというときに「現に滞納がない」というのがほとんどですね。通常でしたら、それだけの税を納めて、それに対する受益という考え方が原則だろうと思うんですが、今回の場合、本当に唐突、青天の霹靂のような形でこの疫病が流行したという特殊な事情なんですよね。ですから、この辺については少し柔軟な対応というか、「あなたは税の滞納があるから駄目ですね」と言うんじゃなくて、その理由を聞いた中で、コロナで大変な状況に陥っているという場合に、何か対応策等が検討できないのかっていう趣旨だったんですが、

この辺り何か検討はなされてないですか。もちろん町のホームページ見ますといろんな猶予とかの制度はありますけれども、それだけじゃなく、町全体の中でもいろんな行政サービスに「現に滞納がない」というのがあるので、その辺を全体的に見直すっていうのは必要じゃないかという意味なんですけど、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

住民福祉部で対応しております業務につきましては、その業務のほとんどが、特に「滞納」という要件は入っておりません。併せて今回の新型コロナウイルスの影響によりっていうことがある分につきましては、全てのものにおきまして、そういった要件は入っていないので、私どもが所管しているもの以外について、そういったものがないかについては検証していきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

今、言ったのは恐らく条例じゃなく、私達が見ることができない要綱、要領の中で書かれてあると思うんですよ。その中に、例えば「その他町長が別に認める者」という項目を適用して、状況、状況で臨機応変にその辺りを活用して、対応していくのも一つの手じゃないかと思うんです。だから実情をよく聞いて、本人の責任じゃないものについては、そのときのケースバイケースで活用できないか、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

今までのケースを申し上げますと、最終的にいろんなことで困ったときの相談とかが、私どもの所にまいりますけれども、そういった事例で困っているという話は、今のところ伺っておりませんので、所管で対応していただいているものだと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

冒頭言いましたように、景気がこのくらいで収まって、また回復の方向になっていけばまだいいんですけども、最悪、もっと悪くなるということも想定すると、今、言ったような対応を全庁的に、今からそういう準備をしておく必要があると思います。それから、質問の中で学校の卒業アルバムのことを一つ引き合いに出させていただいたんですけども、ちなみに、卒業アルバムを今年の3月に卒業する児童生徒の中で購入を希望しなかった世帯があるのかどうか、もし分かればお聞きかせいただきたい。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

調べておりませんので、そういった御家庭があるのかどうか承知しておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

是非、その辺りをチェックした方が良いんじゃないかなと思うんです。不登校のお子さんについては、もしかしたら、その卒業アルバムを見ることによって自分が忍びないってような思いから、「私はいいです」っていうこともあるかもしれないんですが、そうじゃない経済的理由で今回は購入しないと、もしかしたら経済的な理由でためらわれた方がいるかもしれませんので、これこそ確認する必要があるんじゃないかと思うんですが、これは学校に確認すれば分かることかなって思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

そういった御家庭があるのかどうかについては、調査をしたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

その中で購入をされていない世帯があった場合、もうそのままなのか、さっき私プッシュ型のもって言いましたけれども、「何かあったんですか」っていうことを聞く、そういうプッシュ型は難しいものなのか、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

就学援助制度につきましては、費目の中に卒業アルバムは入っておりませんが、援助の申請は随時受け付けをしておりますので、援助を受けられていない御家庭で卒業アルバムの購入をためらうような方がいらっしゃるのであれば、制度の説明をして援助を受けていただくような方向に持っていきたいと考えております。ただ、個別、個別に買っていない御家庭に対して卒業アルバムを贈呈することは、現時点では考えておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

贈呈する考えはないけれども、補助する制度はあるということですか、もう一度。

○議長（山口憲一郎議員）

宮司教育総務課長。

○教育総務課長（宮司裕子君）

就学援助制度を知らない御家庭がいらっしゃった場合に、そういう制度がありますという御説明を差し上げるということになります。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

卒業間際の子に当たるわけですね、卒業アルバムというのは。ですから、就学援助の申請が現実的にマッチしないんじゃないかというのが一つと、それから私も調べてみますと、要保護、準要保護だと、確か去年か一昨年ぐらいですか、卒業アルバムも文科省のを見ますと、それも入っていたように記憶しているんですよ。ですから、そういった場合はいいとして、要するに要保護、準要保護とか、そういう就学援助には該当しないけども、今回の急転直下のことで急激に家計が悪化したというのが今の状況なので、こういった制度には乗っからないけども、本当に今、苦しいという方がいらっしゃるといのが1点と、それから卒業アルバムの購入の案内が来たときに、できればこういう御時世ですから「何か御事情がある方は学校に相談ください」とか、そういったものが一筆あれば、まさにそれが一つのプッシュ型かなと思うんですが、そういったことはできないのか。それから、町独自で助成制度を作るってようなことは検討できないものなのか。この辺りはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山本教育次長。

○教育次長（山本昭彦君）

先日記られた文書に配慮が欲しかったということでございますけども、町内小中学校におきましては、校長先生、先生方におきまして、それぞれの児童、生徒のみならず、家庭の状況は話し合いや面談で把握はされているようでございます。不特定多数へのお知らせではなく、少なくとも1年以上は児童、生徒と顔を合わせて、その状況が分かっておりますので、改めてその文書の中に配慮した文面を設けるということは必要ないと思っております。今、卒業アルバムに関して新たな援助ということでございますけども、教育委員会といたしましては、学校もアルバムに対しましては7,000円前後でございますけども、高価にならないように配慮をしながら製作をさせていただいておりますので、その辺で御理解をいただきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

ギャップを感じるのが、このコロナ禍で福祉関係は、国も、自治体も、長与町のホームページを見ても、今、利用できる支援策というのはこんながありますよっていうのが「ダーッ」と列記してあるんですが、予算がなかなか教育委員会は厳しいというのも

昔から言われて、それが原因かもしれませんが、子どもの貧困も、今、非常に問題になっておりますけれども、そういった方に対する制服代にしろ、アルバムにしろ、そんな制度を作っても利用されるのが、物凄い数の方が申請に来るっていうことは、現実的に今の長与町に当てはめたら、そこまで大きな財政負担にはならないんじゃないかと思うんですよね。北海道の自治体でアルバムの助成事業というのを町単独でされている所もあるようですので、是非、子育てのまちとか、教育のまちっていうことを今後も打ち出して、取り残さないまちをつくるということであれば、一定、コロナが収束するまでという特別期間でもそういった検討できないものなのか、厳しいのか、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

子どもの貧困というワードが出てきましたので、こども政策課で対応をしている内容を一つ御紹介ができればと思っております。昨年9月議会におきまして、見守り強化支援事業を開始しております。その中で、一定支援が必要な家庭、要保護家庭っていう家庭を対象に物資支援ですとか、食料支援をこちらの方で対応をさせていただいております。教育委員会とも毎月情報交換をさせていただいており、教育委員会で気になっている家庭のお子さんがいらっしゃったら、こども政策課に情報をいただき、関係機関と一緒に家庭訪問をさせていただいて、今お困りのことがないか、そういった家庭状況を意見交換させていただきながら必要に応じて、例えば、子どもが季節にそぐわない服装をしているとか、サイズが合わないシューズを履いているとか、そういった御家庭についてはスクールソーシャルワーカーがいらっしゃいますので、その方から情報をいただいて、各家庭には個別に支援をしているってところがあります。ただ、これを大幅に「誰でもいいですよ」ということではなく、要保護児童っていうことで、当の御家庭は自分の所がそういった家庭に認定をされているっていうのを知らないのも、こちらも「こういった家庭の方はどうぞ」っていうことが申し上げられにくいんですけれども、そういった気になる家庭につきましては、一定こちらの方で拾わせていただいて、いろんな支援をしているような状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

連携していろいろとやっているし、今後もやっていくということで理解をしたいと思います。それから、私はプッシュ型支援ということで書いたんですが、インターネットでいろいろ調べてみますと、結構ITを活用したプッシュ形というのがたくさん出てくるんですが、私がイメージしているのは、もちろんそれもなんですけれども、インターネットを使えない方々に対しても、「こういった支援策があります」とお知らせをする

というのも一つの立派なプッシュ型だと思っております。それで、実は長与町もこれまでやってこられた分がありまして「暮らしの便利帳」、2019年に作っている分が一番新しいかと思うんですが、この中で、いろんな町のいろんな取り組みとか、町の紹介とかを作っているんですが、これはそのまま今も活用できる分、あるいはもう3年ぐらいになるので、いろいろ制度が変わった分もあると思うので、その辺りを増補版といいますか、少し改訂して新しい総合計画も今後始まりますし、そういう新たな暮らしの便利帳の改訂版みたいなものを検討してはいかがかなという。これも一つのプッシュ型の支援になると思うんですよ。この辺りを検討できないものか、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中村秘書広報課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

暮らしの便利帳につきましては、平成28年に民間会社と協定を結び、3年に一度の作製で、広告掲載いただいた事業者の皆様の御協力が無償で配布できる制度となっております。本町の役割としては掲載記事の作成、そして事業者において作製し、配布するという形をとっております。3年に一度の作製となりますので、一過性でないもの。それから制度が変わらないもの、そういうものを中心に載せています。令和3年度が掲載記事の作成時期となりますので、その分も踏まえて検討していきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

ちょうどその3年に一度の時期だということも分かりました。それはそれで恐らくされると思うんですね。それは結構なんですが、このコロナ禍に特化した何かチラシでも、回覧版に挟んでいるような「生活にお困りの方が活用できる制度」というようなものを。これについては福祉課だとか、教育委員会だとか、そういったものもプッシュ型になると思う。この辺り、コロナ禍に対応したプッシュ型のこういったチラシっていうのも検討できないものか、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中村秘書広報課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

一度、コロナ禍の最初の方で、制度の周知が必要だということで、各所管が集まり周知しないといけないんじゃないかという話があり、広報ながよの臨時号という形で新聞折り込み等させていただいた経緯がございます。それにつきましては、所管からの意向を受けたら、うちの方で取りまとめて印刷物の発行、または広報にも記事を割いて掲載しておりますので、所管の方からの意向等も踏まえながら検討していきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

了解いたしました。社会福祉協議会の部分について質問をしたいと思いますが、（イ）の部分は先程説明がありましたが、倍ぐらいの利用者が増えているということで、町内でもコロナの影響があるということを理解いたしました。それから生活福祉資金の利用状況で、現在、このコロナ禍で相談等があると思うんですが、これも町民の生活状況というのを知りたいんですが、過去と現在で、これも明確に増えているような状況なのか、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

生活福祉資金につきましては、令和元年度の状況を申し上げますと、要はコロナ前の状況で年間で7件です。7件が特例貸し付けに替わりコロナに対応したのとなりましてけれども、緊急小口資金で174件、総合支援資金で124件です。緊急小口資金を受けた方が総合支援資金を次に受ける形になりますので、単純に申し上げますと174件がリアルに近い数字なのかなって思っていますので、7件が174件に増えたと理解していただいていると思いますので、大変大きな影響があっていると考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

次にフードバンク事業についてなんですけれども、フードバンク事業については、元々、社協のチラシでは、食料提供を企業に求めているというような書き方だったのですが、私、これを見たときに企業だけじゃなく、広く町民から募集するような方向でという意図があって質問したんですが、先日、回覧を見ますと、町民に対しても食料支援を求めるというものになっていたので、これについては町と社協で協議をしてそういうふうにしたのか、やっぱり深刻な状況があったから、少し拡充して広く集めるというふうになったのか、この辺りの状況をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

フードバンク事業につきましては、当初、広く求めていこうかと思っておりましてけれども、しかしながらありがたい話ではあるんですけども、寄付を求めると、大量に、一気に、物資がやってくるのが想定されたので、段階を踏んでやっていこうと考えました。食品を扱うものですから賞味期限の関係であったりとか、要は、いただいた物資について大切に扱っていかないといけない。もしくは、誰からどういったものを貰って、誰に提供したのかっていうことを紐付けしていきたいと考えておりました。その辺の事情もあり、企業からの安定供給を含めて企業に求め、今後のパイプとして信頼

関係を作っていきたいと、まずは考えました。その後、住民の皆様からも寄付をしたいという御意見もありましたから、少しずつ拡充の方を進めている状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

了解しました。この食料の支援を受けられる方っていうのは、これはどういう形になるのか、長与町民限定になるのかということと、あと気掛かりなのが外国人ですね。私が最近気になるのが、いろんな犯罪で外国人のいろんな犯罪がちょっと増え、よく耳にするなと思っておりまして、これは明確なデータも何もないんですが、もしかすると、このコロナ禍の中で雇い止めになったりとかということと、もう食べる、生きていく術がなく、こういうことになっているというようなこともあるんじゃないかという懸念がありまして、そういう外国人だとか、留学生とか、こういう方々っていうのは、この制度はなかなか受けられないものなのか。そういうものを拡充することも考えるべきかなという気がするんですが、そういう考えはないのか、この辺りはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

フードバンクにつきましては住民票とかも関係なく、長与町に現在いらっしゃる方は皆様受けられるような制度となっております。同じような理由で外国人であったり、留学生だったりとかっていうことで判別をいたしておりませんので、単純にコロナの影響で困っていますという状況であれば、お渡しをしている状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

もう1点お伺いしたいのが、フードバンクについての最初のチラシの「町内企業が社協に提供し支援が必要な人にお渡しする」というフロー図が書いてある部分なんですが、その下の方に「ご協力いただける町内企業・団体様」という中に、企業の社会貢献ということで、こういったことに取り組んでいる企業であるということアピールすることもできますよということで、企業にとってもメリットがあるというふうになっているんですね。これ社協のことなのですが、町の補助もこれに入っているものですから、分かればお聞きしたいんですが、どういう形でPRができるかなっていう私の素朴な疑問で、どういう形でPRが可能なのか、この辺りをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

フードバンクを通じて協力いただいた企業につきましては社会貢献をしているってこ

とで、こちらの方もPRをしていきたいと考えており、寄付を貰った際に写真撮影等も行っております。もしくは、どの物資がどのように使われたってことにつきましても報告をしていきたいと思っておりますので、そういったことを通して、今後の信頼関係を作っていきたいと考えております。なので、貰った物を確実にお届けする。それを報告していきたいと考えて、そういった意味合いで掲載をしているものと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

これも社協の事業なので、どこまで聞いていいのか非常に私も戸惑っているんですが、写真を撮るっておっしゃいましたけども、写真を撮ったものが社協の広報辺りに掲載して、こういう社会貢献活動されてる団体なんですよ、っていうことをお知らせすることなんです。それとも町の広報とかも関係するのか、この辺りはいかがでしょう。

○議長（山口憲一郎議員）

山口福祉課長。

○福祉課長（山口聡一郎君）

まずは社協の広報紙であります「ぬくもり」に掲載をしていただきたいと思いますと考えております。併せて、町の方もこれはバックアップをしている事業でございますので、是非、町の広報紙にも掲載をしていきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

堤議員。

○11番（堤理志議員）

今回の質問は私も具体的じゃなくて、ちょっと漠然とした質問だったんですが、言いたかったのは、景気が今後上向く可能性もあるけれども、下振れする可能性もあるという中で、行政としては下振れした場合のリスクに対応するという方にしとけば、当然その辺はプロですので重々分かっていることだと思んですけども、悪い方を想定して準備をしていただきたいということが根底にありました。ちょっと15分ほど残しましたけれども、以上で私の質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで堤理志議員の一般質問を終わります。

場内の時計で15時10分まで休憩します。

（休憩 15時00分～15時10分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順10、浦川圭一議員の①コロナワクチン接種に係る本町の対応について。②職員に分限、懲戒処分の指針の策定についての質問を同時に許します。

4番、浦川圭一議員。

○4番（浦川圭一議員）

本日最後の質問となりましたけども、早速質問をさせていただきます。1点目、コロナワクチン接種に係る本町の対応について。ワクチン接種の時期については、現時点では4月から始めるということで政府関係者の発言がっておりますが、ワクチン接種を円滑に進めるために、本町が担うべき対応、対策等の手当ては見込みが立っているのか。万全の体制で接種に臨むことができるというシミュレーションはできているのか、見解をお伺いします。

2点目、職員の分限、懲戒処分の指針の策定について。本町においては、長与町職員の分限及び懲戒の取り扱いに関する規則により、職員の分限処分及び懲戒処分に関する事案を審査するため、長与町職員分限懲戒審査会が設置され、任命権者の依頼に応じて事案を審査することとなっておりますが、処分を行う場合の指針を定め、処分の明確さと職員に広く周知することで、非違行為、一定の義務違反の抑止に繋がると思いますが、公表基準と併せて策定する考えはないか伺います。以上お願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは今日最後の質問者であります浦川議員の質問にお答えをさせていただきます。1番目のコロナワクチン接種に係る本町の対応という御質問でございます。新型コロナワクチンの接種に関する具体的な想定についてでございますけれども、接種体制といたしましては、集団接種を軸に、医療機関による個別接種を並行して進めてまいりたいと考えております。集団接種につきましては、健康センターと町民体育館の2会場を予定しております。個別接種につきましては、現在のところ町内22の医療機関が参加を表明していただいております。この体制により65歳以上の高齢者を対象にした2回接種を6月末までに終え、概ね9月末で全体の接種が終わるということをめどに計画を立てております。特に集団接種につきましては、医療従事者の御協力が不可欠でございます。1月15日開催の医師に対する説明会を皮切りに、アンケートによる意向調査や集団接種への参加要請、医師会長及び西彼杵医師会との協議を行うとともに、個別に町内の医師と接見いたしまして、ワクチンに関する説明、あるいは副反応に関する情報提供を行いながら、協力を要請してまいったわけでございます。この要請に多くの御協力をいただき、2月24日現在、集団接種の看護師の参加者は58名、医師につきましては勤務医なども含め50名と、十分な人員を確保しているところでございます。副反応発生時のマニュアルや個別接種におけるワクチンの配送計画、ファイザー社ワクチンの希釈方法のほか、取り扱いマニュアルなどを順次作成するとともに、3月上旬開催の説明会、そして3月下旬のシミュレーションを経て、スタッフの皆様方の意思統一を図りつつ、円滑な接種業務に繋がるよう体制を図っていきたいと考えております。

次に大きな2番目、職員の分限、懲戒処分の指針の策定ということでございます。分

限及び懲戒処分を行う際は「長与町職員の分限処分に関する指針」及び「懲戒処分の指針」を基に、故意または過失の程度、地域社会に与えた影響の程度などを考慮した上で、処分を決定する形になっております。これらの指針は処分の対象となる具体的な義務違反行為及び処分事例について明記しており、改定の都度、周知を図っておるところでございます。また、職員向けポータルサイトにおきましても、これらの指針を随時閲覧可能としておりますので、職員の非違行為の抑制にも寄与しているものと思っております。なお、公表につきましては、人事院の公表の指針を準用した取り扱いを行ってきており、今後も同様の取り扱いを行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

1点目の再質問でございますが、臨む体制から本当に細かく説明をしていただいたんですけども、私がお聞きをしたかったのが、昨日の同僚議員の答弁の中でも、国が示した仕組みの中でやっているんだというような一言があったんですけども、いろんなルールがある中で、より良い方策を模索しながらやっておられるんだと思っておるんですが、この時期とか、今、国とか供給元の製薬会社の都合とかで若干遅れたりするというのは、これはもう町の議会辺りでどうこう言えるような話はありませんので仕方ないんですが、要は、いざ接種を始めるとしたときに、十分万全の体制で臨めるのかという見込みが立っているのかという、そこの1点をちょっとお聞きしたかったもんですから。今、町長の答弁を聞きますと、十分そういう対応はやっているんだというようなことでお聞きしたつもりでおるんですが、改めて大丈夫だということを書いていただけますでしょうか。そこを言っていただければ、町民も安心をされるんじゃないかなと思ひまして、こういう質問をさせていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

小川健康保険課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

今回のワクチン接種につきましては、新しいタイプのワクチンでありますし、住民の方も「非常に怖い」というようなことを聞いております。そのため、本町といたしましても情報提供として副反応の状況について個別通知をする予定で考えております。また、実際に副反応が発生したときのマニュアルを3月1日に原案を作っております。そこを医師の方に確認をとって、確定版として説明会の中で十分従事者の方に周知を図りながら対応していきたいと考えておりますので、安全な対応を心掛けたいと感じております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

1点目につきましては、十分安全に配慮しておられることで理解させていただきます。

次に2点目の質問でございますけども、私は新たに指針等を作って処分を行っていったらどうかというような質問をさせていただいておったんですが、今の答弁を聞きますと、もう既に指針等があつて、それに基づいて処分等行っているというようなことであつたわけでございますけども、ちょっと、私が調査不足だったのかなというように思っております。再質に入る前に、提案に至った理由をちょっと説明させていただきますと、ここ数年、損害賠償100万円以下の支払いに係る専決処分の報告が議会に対して行われるようになっておりますが、この中には職員が起こした交通事故、こういったのも数件報告がされておまして、この事故の報告の内容は、事故の概要、損害賠償額、損害額の負担割合、それと併せて最後に、これは共通して事故については言われることなんですけど、「職員に対しましては日頃より交通法規の遵守、安全運転の徹底について指導を行っているところでございますが、引き続き指導を行い、安全運転の徹底に努めてまいります」、ということが一言添えられて報告が大体終わるんですが、報告については何らいろいろ言うことはないんですけども、私が常々疑問に思っておるのが、事故を起こした当事者である職員の方々は何ら処分の対象にならないんだろうかなというのがあるんで、それでそういう疑問を持って自宅のパソコンで町の例規集を調べてみたんですよ。そしたら、例えば交通事故の場合はどういう処分になるとかっていうのを見てみたら、無いんですよ、ここに。だから、新たに作って整備をされたらどうでしょうかというような質問をさせていただいたんですが、今の答弁を聞きますと、もう既にあって、それに基づいて処分をやっているんだということですけども、これは私ども見られるんですか。それと、どこに示してあるか教えていただけないでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

議員のおっしゃるとおり、ホームページの中においては、こういった町の例規に関しては条例、規則までしか掲載をしておりません。議員各位におかれましては、お手持ちの例規集に内規的な要綱、要領、指針、こういったものは全て網羅しておりますので、現在においてはその中で御確認をいただくということになります。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

ちょっと議長にお許しをいただきたいんですが、通告書と趣旨が違うことを聞くかもしれないんですけども、もし駄目だと思われたら止められて結構ですので、よろしく願います。今、言われた紙ベースの例規集、確かに2冊、私ども貸与していただいて、2冊重ねれば30センチ以上ぐらい、多分A5版、重さもかなりあつて、なかなかそれを。私も結構、条例を開く、自宅でパソコンを開く機会といたら結構あるんですけども、なかなかそれを日常、携帯しながら開くというのはあんまりないもんですからですね。

紙ベースと同じレベルのものを載せることはできないんですか。先程の答弁を聞いていますと、庁舎内のパソコンでは全部載せているんだと、見られるようにしているんだということだったんですが、できましたら、私どもがホームページから入って見たときに、同じ情報を載せてもらうというわけにはいかないんでしょうかね。難しいんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

ホームページに関しては住民にとって必要な情報ということで、そういった目線でお示しをしております。なぜ、内規的なところがないのかと言いますと、各課の事業の中において、その中で条例の原文であったり、噛み砕いた例示で住民にはお知らせをしております。全体で750件程度の例規がありまして、現在ホームページに載っているのは300件程度、残りが450件程度ございます。技術的には載せることは可能かもしれませんが、現在の運用はそのままにしておきながら、今、既に例規集として議員各位にお示ししている情報ではございますので、何らかの方法をもちまして、そういったお示しをするような研究をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

私ども議会の一員として、議員の職務として、町が行う事務とか、今回は処分の対象はなかったんですけども、仮に処分とかあった場合に、どうしてもチェックしなければならぬ立場にあるわけですよね。だから、例えば自宅でするときに、役場まで来て、私はロッカーに入れさせていただいておるんですが、それを開かんと載っているか、載っていないかすら分からんわけですから、検討をしてくださるということですよね。だから、是非検討していただいて、同じ内容で載せていただきたいということをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。次に2点目の後段の方で質問させていただいた、公表基準と併せて策定する考えはないかということで、これは公表を前提に併せて公表基準も作られればどうかということで、できれば公表はできないのかなという思いでさせていただいておりますが、答弁では、人事院の何かに基づいてやっているんだというようなことで、できないんですかね。昨日も同僚議員から、情報公開の改善についてということで質問があっていたようで、私もなるほどなと思って聞くところ多かったです、是非これ公表ができないのか改めてお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

公表につきましては、人事院の公表の指針に基づき公表をするような取り扱いを現在でも行っております。新たに策定するつもりはないかということでございますけども、

人事院に準拠するという形で作られている自治体においても同様なものが作られているのがほとんどのようでございます。新たに、公表の基準を違うように定めるというようなときには本町で独自に定めるという考え方もございますけども、現時点におきましては、そのままの形で今の人事院の指針を準用していきたいということで考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

ざっくばらんに聞きますけど、今、仮に処分に値するような行為があつて、処分をされましたというようなものについては公表されているんですかね。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

この公表の指針が、懲戒処分が公表の対象となっております。公表の処分には、免職、停職、戒告まで4点ほどあるんですけども、その4つに該当するものが公表の対象でございます。ですので、近年は、そこに対象となるものがなかったために公表を行っていないということでございます。公表する事由がなかったということで御理解ください。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

公表する体制にあるんだけど、近年、そういうもの自体が起こってないから公表してないんだっていうことですかね、分かりました。ここの部分、今年の1月13日の長崎新聞で、長崎市の処分が報道されておるんですよ。3人懲戒処分をしましたという記事になっているので、内容をちょっと言いますと、1人は勤務中に業務パソコンでインターネットのサイトの閲覧を繰り返していたということで、この方は減給10分の1、1か月。あと1人の方は正当な理由なくサバイバルナイフを携帯していた、これ戒告ということで。あと1人が勤務中に昼食を購入するため無断で職場を離脱した、これ戒告という、懲戒処分ということで報告をされていたんですね。こういう事例が幸い長与町には無いということで報告してないんだということで、今、お聞きをしました。あれば報告するということですね、こういう形で。これは新聞なんですけど、どういう所で公表しているんですかね。するとしたら、準備をされているんですかね。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

懲戒処分の指針を例に申しますと、こちら標準例を定めたものでありまして、例えば非違行為の動機、態様及び結果の程度、故意または過失の程度、それから非違行為を行った職員の職責の程度でありますとか、他の職員及び地域社会に与えた影響の程度、過

去の非違行為など、複数の要素を総合的に勘案して処分の決定がなされます。他市で行われた処分につきましては、どのような形で処分を行ったか、ちょっと私どもで把握はできませんけども、今、申し上げたような事例にはまりましたら、処分を行っていくということでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

何かあった場合公表されるんでしょう、こういう事例が発生した場合は。それはどこで、どういう形で公表されるんですか、というのをお聞きしているんですけど。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

現時点の想定ではございますけど、そういった処分がございましたら、社会的に公表ということで報道等にも投げ込みを行います。そういった形で、皆様にはホームページ等も活用してお知らせをするという形になります。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

だから、町で仮にそういった事態が発生した場合には、今のところ、どういうもので、どういう公表をするとか決まったものはないわけでしょ。あるんですかね。だから、そういうものに関する基準なり、指針なりを作られればどうかということをお願いとるんですよ。あれば、そういうことで言ういただければ非常に分かりやすいんですが。

○議長（山口憲一郎議員）

中嶋総務部長。

○総務部長（中嶋敏純君）

職員の分限及び懲戒処分の状況につきましては、年に一度ですけれども、広報ながよ等で公表するようになっております。それは「地方公務員法」第58条の2第3項、及び「長与町人事行政の運営等の状況の公表に関する」条例第6条におきまして、そういうふうにして公表しなさいというようになっておりますので、何かあった場合には件数等が載ってくるという形になると思います。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

確かに広報ながよ、2020年10月号に、このときは処分に関する状況ということで、分限処分もいませんでした、懲戒処分もいませんでしたというような報告がされておったんですよ。だから、確かに、そこに何かあったときには、例えば新聞記事に載っ

ていたように、だらだらと書くのかなと思ったりもしたんですけど、そこら辺が分からんやったもんですから、何か決められたもんがあって、公表する場所があるのかなと思って、ちょっとお聞きをしているんですよ。広報紙の中に、こういうことを職員がしましたということをずっと書かれて、こういう処分をしましたというような書き方をすれば。これ半年に1回ですか、されているのは。そういう書き方をしていただければそれで結構かなとは思いますが。よろしいですかね。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

ただいま総務部長が申しあげましたのは、年1回の定例的な報告でございます。こういった処分が行われましたら、即時に報道等へ投げ込み、広報等で公にするというのができる限り尽くすということで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

そしたら、広報ながよで公表をするということで理解してよろしいですかね。

○議長（山口憲一郎議員）

中嶋総務部長。

○総務部長（中嶋敏純君）

何かございましたら、その時々で報道等に投げ込みまして即時公表すると。条例等で謳ってるのは年に一回しなさいよと。職員の給料とか、その他ございますけど、その分限、懲戒処分を含めまして公表しなさいということで条例では謳っているところです。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

最後に、是非、何らかの形で公表をしていただかないと、私どもも先程申しましたように処分が適正なものであったのかどうか、ここら辺のチェックを私どもはする義務があるわけですよ。だから、何もないと起こったことすら分からんわけですよ。今年、分限、懲戒、ゼロ人、ゼロ人だったんですが、その前に、専決の処分の中で説明を受けた交通事故2件あるんですけども、私はそこにちょっと疑問を持ったもんですから調べに行っただけですけども、一つがちょっと人身に係るようなものじゃなかったのかなという疑問を持ったもんですから、調べに行っただけで、そういうところでございます。ここは言うだけ言うて、質問終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで浦川圭一議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

(散会 15時36分)